

広報

佐那河内

題字：山根玉峰(佐那河内村 第一号名誉村民)

2022 October / No.595

10月号

佐那河内村広報誌

令和4年10月15日発行



安全・安心に暮らし続けられる
村をめざして

村の人々 岡山勝明さん

さち香る 風の谷



SANAGOCHISON

令和4年第3回定例会は、9月7日開会され、令和3年度各会計決算認定案件7件、令和4年度各会計補正予算案件5件、条例案件5件、人事案件1件、契約案件1件、報告案件1件の合わせて20件の審議を行い、原案どおり認定、可決、同意、受理し、9月16日に閉会しました。

現在の取り組み 状況・施政方針

佐那河内村長 岩城 福治

新型コロナウイルス感染症対策

60歳以上の人、18歳以上の基礎疾患を有する人を対象としたワクチンの4回目接種は、7月17日、8月7日および21日に集団接種を実施し、3日間で477人のみなさまにお越しいただき、各医療機関で接種された人も合算すると、60歳以上では対象者の87.3%となる916人のみなさんが4回目の接種を済ませています。さらに、国は2回目接種を終えたすべての住民に対し、10月半ば以降にオミクロン株対応ワクチンの接種を実施する方針です。

村としても、ワクチン追加接種の詳細が決定され次第、速やかに対策を講じるべく今議会に関係予算を計上するとともに、国や関係機関などの情報を注視しているところです。

今後、接種を希望される人全員がワクチン接種を受けることができるよう、全力で準備を進めます。

村の主要事業

①「しごと・雇用を創出する」

嵯峨地区の多目的地域交流施設については、去る7月20日、

事務所棟がオープンしました。これに先立ち、7月18日には嵯峨地区のみなさまを対象とした内覧会を実施するとともに、8月からは常会での施設利用や村事業での活用が始まったところであり、地域のみなさまに新たな交流拠点を体感いただけることとなりました。

今後は、本施設のもう1つの魅力である宿泊機能を活用するよう大学や企業と調整を進めていくとともに、有事の際の避難所機能強化に向け、さらなる施設整備を進めていくこととしています。

さなごうち新ものがたり創出事業の新たな展開については、シンボルマークの作成をはじめ、さまざまな事業の実施、検討を進めています。

このたび、さなごうちFAN SHOP事業を開始したところです。この事業では、村とゆかりがあったり、本村の農産物を食材として使用している飲食店と密接に連携し、村への興味、関心づくりや佐那河内ブランドの向上、関係人口の拡大をめざすもので、認定店では村の食材などの村の魅力を発信していただき、村からはポスター、農産物サンプルなどの提供に加え、村ホームページ、村の公式フェイスブックなどにより認定店情報の発信を行います。

本年度は、村内外の飲食店45店の認定店登録を目標としていて、来年度以降は対象業種を拡大し、令和7年度には140店の登録を目指しています。

農業の振興については、さくらももいちご栽培振興プロジェ

クトを推進していて、先般、佐那のいちご塾生として地域おこし協力隊の募集を行ったところ

です。これまで、現地説明会やおためし地域おこしに多数の人が参加し、最終的に4人の応募がありました。今後、審査を行い、来月までに第1期の佐那のいちご塾生が決定する予定となっています。

また、すだち農家の労働力確保として実施しているすだち収穫マッチング事業については、5戸6人の求人に対し多くの応募があり、すべての求人を満たすことができました。

就農を契機とした移住者や交流人口の増加に取り組み、本村農業のさらなる活性化を図っていきます。

②「新しいひとの流れをつくる」

昨年度に策定した大川原高原観光促進計画に基づき、大川原高原の魅力向上や滞在する場づくりを行うため、実証実験を実施しています。

本年度の実証実験にあたり、ホームページなどで、事業者、団体等の募集をしたところ、ヒルトップハウスやログハウス迎光閣を有効活用し、事業展開を行いたいとの申し出を数件いただきました。現在、申し出のあった事業者等と施設の活用について具体的な検討を行っているところであり、今後、実際の営業も含めた実証実験を行います。

また、徳島駅伝の参加チームから、大川原高原周辺の道路や

芝生広場を練習コースとして利用したいと要望があり、8月20日、21日に練習を実施しました。スポーツツーリズムという側面での利用についても検討を行います。

さらに、10月には四国大学のご協力のもと、小学生を対象とした星空観測会や風力発電、小水力発電の体験学習会を予定していて、大川原高原の魅力について、子どもたちの意見も反映していきたいと考えています。

③「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」

県内の多くの市町で児童数が減少している中、本村では、昨年度より6人増の85人であり、小学校に通う子どもの数が増えています。

また、村に定住しようとする人に住宅取得費用の一部を補助する佐那河内村定住支援住宅等補助金について、当初では年間5件程度の申請を見込んでいましたが、9件の申請希望があり、急遽、本議会に補助金の増額補正をお願いしています。

今後も、移住者確保に取り組むとともに、本村の子育て環境と教育を磨き上げ、教育の充実と移住施策の両面から取組を進めます。

④「交流拠点の充実や地域連携などの村づくりを進める」

本年10月1日の路線バスのダイヤ改正で新たに村役場への乗り入れが実現し、村民のみなさまが役場を利用しやすくなる一方、新ダイヤでは1日1便減便される予定であり、これまで路線バスを利用してきた村民のみなさまの中には、利便性の低下に不安を感じている人もいます。

そこで、村内各所から役場間コミュニティバスを実証事業として試験的に運行することと

し、必要な予算を今議会に計上しています。

本事業は、10月から来年3月までの6か月間を予定しており、各地域を周回するルート内であれば、どこでも乗降車可能なバスを週4日、運行します。実証期間中の利用料金は無料とし、利用者のみなさまからアンケートを頂き、今後のニーズ分析やルートの検討に活用します。今回の実証事業を通じて村民のみなさまの足となる公共交通機関を将来にわたり維持していくことができるよう、しっかりと取り組んでいきます。

消防団員の処遇改善については、全国的に消防団員の減少、高齢化が課題となっていることから、消防庁で非常勤消防団員の報酬等の基準が改正され、団員の年額報酬および出勤報酬の新たな基準が示されたところです。

本村でも、年々団員の確保が難しくなっていて、消防庁の基準を満たす報酬を制定する条例および予算案を提案し、消防団員の処遇改善を図ります。

決算認定案件

議案第54号（認定第1号）から議案第60号（認定第7号）について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度一般会計および特別会計の決算を監査委員の意見を付して議会の認定に付するもの。

補正予算案件

議案第61号 令和4年度佐那河内村一般会計補正予算（第4号）について

既定の歳入歳出予算の総額を6,361万円追加し、予算総額を34億1,419万円とするもの。

コミュニティバス実証事業、地方創生事業の定住支援住宅等補助金、新型コロナウイルスオ

ミクロン株対応ワクチン接種に係る集団接種会場およびコールセンター運営業務委託料などを中心に編成するもの。

議案第62号 令和4年度佐那河内村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

既定の歳入歳出予算の総額を114万円追加し、予算総額を3億1,614万円とするもの。

議案第63号 令和4年度佐那河内村簡易水道特別会計補正予算（第2号）について

既定の歳入歳出予算の総額を300万円追加し、予算総額を1億6,875万円とするもの。

議案第64号 令和4年度佐那河内村集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

既定の歳入歳出予算の総額を240万円追加し、予算総額を1億5,240万円とするもの。

議案第65号 令和4年度佐那河内村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

既定の歳入歳出予算の総額を22万円追加し、予算総額を3億8,987万円とするもの。

条例案件

議案第66号 佐那河内村単独住宅の設置及び管理に関する条例の制定について

地方自治法第244条の2の規定に基づき、上中辺村営住宅の設置および管理に関し、必要な事項を定めるもの。

議案第67号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

消防庁が示した非常勤消防団員の報酬等の基準に基づき、活動実態に応じた適切な報酬の支給措置等を講じるため改正するもの。

議案第68号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第69号 佐那河内村立公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例について

公民館長および分館長を非常勤特別職へ変更し、あわせて任期および報酬額等を規定するもの。

議案第70号 佐那河内村議会議員及び佐那河内村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用自動車の使用および通常はがき等の作成の公営に要する経費にかかる限度額の引上げ改正を行うもの。

人事案件

議案第71号 教育委員会委員の任命について

教育委員の退任により、教育委員を新たに選任するもの。
(教育委員：山本 一美)

契約案件

議案第72号 R3 過疎上中辺地区村営住宅建築工事請負契約の変更請負契約の締結について

令和4年3月18日議決のR3 過疎上中辺地区村営住宅建築工事請負契約の工期および請負金額の変更について、議会の議決を求めるもの。

報告案件

報告第3号 令和3年度佐那河内村財政健全化判断比率等の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき財政健全化判断比率および公営企業会計の資金不足比率を報告するもの。

一般質問

大岩 和久 議員

1. 防災備蓄品の保管状況等について

質 ①防災備蓄品について、どこに、どのような物品等が現在保管されているのか、うかがいたい。

②備蓄品の使用期限および消費期限の管理状況や補充については、現在どうされているのか。また、今後の予定等についてうかがいたい。

③防災備蓄倉庫（コンテナ型）は、指定避難所の近くに設置されるのが、より有効であると考えられる。今後、どのようにされるのかうかがいたい。

答 ①消防センターには非常食としてアルファ米のご飯類、パン、保存水、乳幼児用ミルク、ミルク用保存水、アレルギー対策用非常食、おむつ、下着などのほか、新型コロナウイルス対策用として消毒剤、マスク、非接触体温計などを保管しています。

コンテナ型防災備蓄倉庫には発電機、炊き出し用大釜、調理用品セット、使い捨て紙食器、毛布、マンホール直結簡易型水洗式トイレ台座、災害用トイレ、LEDランタンのほか、新型コロナウイルス対策用の消毒剤、マスク、また、資機材としてチェーンソー、一輪車、テントなどを保管しています。

②期限の管理は、備蓄品購入時に保管場所ごとの備蓄品リストに、賞味期限等を記載することにより管理し、賞味期限等が切れる前に防災訓練時の炊き出し訓練などで活用し、随時補充しています

新型コロナウイルス感染症対策の消毒剤などは、使用期限の近いものから、消防センターや役場庁舎内で消費し、随時補充

しています。

備蓄および補充計画は、村地域防災計画で定めている最大360人の避難者を想定し、食料3日分2,200食、水3日分6,500本（500ml ペットボトル換算）を目標とし、予算を確保しながら定期的に購入、備蓄を進めます。

③災害発生時には電気、水道をはじめとするライフラインの機能停止や、道路などが通行できなくなるなどの状況に陥ることが想定されるため、施設内への備蓄品の保管を基本とし、困難な場合は敷地内等への防災備蓄倉庫の設置、移設などの方策を検討します。

2. 各税の収納状況等について

質 ①過年度分および現年度分の収納状況をうかがいたい。

②担当課では変わらず、収納率100%を目指した業務が大事である。今後の取り組みについてうかがいたい。

答 ①令和4年度村税現年課税分の各税目ごとの直近納期限までの収納率は、村民税個人分の普通徴収は2期分まで、特別徴収は7月分まで、年金特徴は8月分までの合計徴収率は98.17%、村民税法人分は100%、固定資産税2期分までの徴収率は98.22%、軽自動車税は全期分で現在までの徴収率は98.14%、村たばこ税の現在までの徴収率は100%です。

また、過年度分の村税滞納繰越分は村民税個人分79.19%、固定資産税8.11%、軽自動車税は0%です。

保険税および保険料は、国民健康保険税現年課税分の2期分まで、年金特徴は8月分までの合計徴収率は92.89%、過年度分の滞納繰越分は49.79%です。

介護保険料現年賦課分の1期分まで、年金特徴は8月分までの合計徴収率は99.41%、過年度分の滞納繰越分は20.41%です。

後期高齢者医療保険料現年賦課分の普通徴収1期分まで、年金特徴は8月分までの合計徴収率は98.69%、過年度分の滞納繰越分はありません。

②1点目の新たな滞納者をつくらないことですが、滞納状況の進行管理を徹底した上で、現年課税分は新たな未納者に対して早期に接触を行い、納税折衝に着手することで徴収事務を進めます。

また、滞納繰越分は、完納が見込める分納計画を基本に分納監視の徹底を図り、執行停止、差押え等の滞納処分や、国民健康保険短期被保険者証の発行などの対策を行っています。

2点目は、徴収事務について他団体との連携を図ることです。11月、12月は県と市町村共同の徴収強化月間となっていて、滞納者に対して徳島県と共同で催告書を送付するなどの対策を行います。今後は徳島滞納整理機構と緊密な関係を維持することで、迅速で的確な滞納整理ができる体制を構築します。

3点目は、納付環境の整備を図ることです。地方税用QRコードの統一規格を取りまとめ、令和5年度課税分から活用が開始できるようになり、本村でも納税者の利便性向上のため、令和5年度課税分から村県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の納付書に地方税統一QRコードを付設することになります。

当該QRコードは、金融機関窓口における納税などに活用できます。今後は、利用方法等について広報紙やホームページを通じて村民に周知を図っていきます。

井 開 一 文 議 員

1. 村の課題解決と発展に向けて

質 ①副村長等の立場で把握されている、村の現状について。

②村の課題解決と発展について。

答 ①佐那河内村の自然の豊かさや恵まれた環境です。実際に住んでみて改めてそのすばらしさが分かったところです。

次に、悠久の歴史と人々の温かさです。本村は千年の歴史の中で培われた伝統と文化が息づいており、それらを支える人々の絆が常会や、消防団などの活動につながっていると感じます。

本村でも最大の課題と考えているのが少子高齢化と人口減少で、農業の担い手確保や地域活動の維持にも影響します。克服に向けて役場はもとより村のすべての人々が知恵を出し合い、総力を結集して取り組むべきものと認識しています。

また、もう1つの課題は、情報発信です。村の誇るすだちやさくらももいちごについても、全国的に知名度を高める余地があると思います。本村の情報についてさらなる発信を行うことで、多くの人々に佐那河内村の魅力を知っていただきたいと考えてます。

②人口減少への対応策として、移住・定住の取組の成果は着実に現れてきています。しかし人口が減少していることは事実であり、持続可能な村づくりを進めるため佐那河内村総合計画や地方創生総合戦略をもとに、役場が一丸となって議員のみなさまや住民のみなさまのご協力を仰ぎながら、この大きな課題に取り組みたいと考えてい

ます。

次に、情報発信についてです。イベントやウェブなどさまざまな媒体を活用し、これまで以上に積極的にPRすることで、農業をはじめとした経済や観光の振興に効果をもたらしていきたいと考えています。

2025年には大阪・関西万博が開催される予定であり、今後3年間世界中が日本に注目をするこの絶好の機会に、日本中また世界に向けて、本村の情報をアピールしていけるよう努力したいと考えています。

平 岡 淳 議 員

1. 今後の人員採用について

質 ①人口減の中の今回の採用をどのように考えているのか。

②村民の理解は得られるのか。

③来年度以降はどう対処するのか。

答 ①本村の職員採用は、令和2年3月策定の佐那河内村定員管理計画に基づき、正規職員で、外部への派遣職員や育児休業を取得している職員等を除く実職員数が、目標値の54人を超えない範囲で維持していくこととしています。

なお、本年8月の採用および来年度の採用予定については、予定外の退職者や育児休業の取得者の増加などによるもののほか、保健や土木の専門分野に係る事業の推進や人材の充実強化を図るものです。

②会計年度任用職員は、企画政策課の創設や保育士の配置基準改定による増員、英語に特化した教育施策、24時間救急搬送業務体制の開始に伴う増員など村の活性化、住民サービスの

向上など行政需要に基づいて採用したものです。

③定員管理計画に基づき、実職員数が計画目標値54人を超えない範囲内で、維持します。

今後、社会情勢などが大きく変化した場合は、議会にもご意見をうかがいながら必要に応じ計画を見直すなど、適切に対応します。

2. 危機管理体制について

質 ①コロナの職員による休暇についてどのように考えるのか。

②職員全体のPCR検査を何故、実施しないのか。

③常会等の開催等の対応は適当であったのか。

答 ①村役場の業務は各種届出のほか、住民等のみなさまや他団体からの問合せなど多種多様で、その役割や機能は維持、継続していかなければなりません。来庁者のみなさまに感染等がおよばないよう、職員がいる事務室とは別の部屋で対応するなどの対策を講じるとともに、CO2センサーによる換気状況の確認のほか、会議室、トイレ、事務室内の消毒作業の実施や、勤務する職員および復帰した職員に対する毎日の検温、体調チェックの健康観察を行うなど、感染症対策を講じています。

今後、住民のみなさまや来庁されるみなさまが安心してご利用いただけるよう感染症対策、衛生管理の徹底を図ります。

②職員のコロナ感染事案への対応は、国の「基本的対処方針」で定める「感染防止策」に基づき、密閉空間、密集場所、密接場面の回避、人と人の距離の確保、マスクの着用、手洗い等の

手指衛生、換気の感染対策と、徳島保健所が示す「新型コロナウイルス感染症の陽性者判明時の対応」に基づき、陽性者との接触状況の把握、健康状態の確認、不特定多数が触る部分の消毒、事業所内で症状のある人には、速やかに医療機関受診を促進などの対応に加え、抗原検査キットを準備し、業務上必要な場合や感染の不安がある場合など、検査キットの利用を周知、推進しました。

③8月常会の開催については、感染者が増加していたことから、各常会長さまに開催の中止を含め検討いただけるようご案内し、各常会でご判断いただいたものと認識しています。

今後は感染者数の動向を注視しながら、増加傾向が見られる場合には情報提供や注意喚起などを適切に行います。

3. 議会軽視について

質 ①6月17日の申し入れ書について、現在どのように考えるのか。

②誠意ある対応と何なのか。

③今後の対応をどのように考えているのか。

答 ①今回の申し入れ書は、村議会に対し理事者側へ陳謝していただくか、議会にて懲罰委員会を開催することをお願いしたもので、議会の権限に踏み込んだものではありません。

村としましては、本申し入れ書をもとに村議会での対応が検討された結果、6月17日の平岡議員の謝罪が行われたものと認識しているところです。

②理事者が村議会に出席するにあたっての、議会や議員のみなさまに対する姿勢について表したもので、6月議会でも議員のみなさまからいただいた質問

に真摯にお答えすることはもとより、申し入れ書にも記載していますが、謝罪すべき案件については、村長から陳謝するなどの対応を行っています。

③今議会、それ以降の議会においても、これまで同様誠意ある対応で臨み、村議会と理事者が車の両輪となって村運営にあたりたいと考えています。

森下 嘉文 議員

1. 堤防の管理について

質 ①堤防の整備について、現在どのように取り組んでいるのか。

②堤防道路の安全対策について。

○道路の拡幅工事

○ガードレール・転落防止柵

○防犯灯の設置

以上の項目を実施したらどうか。

③村の美観地区として、基本計画を作成したらどうか。

答 ①園瀬川や嵯峨川、音羽川などは、ほとんどの延長を徳島県が河川管理者となり、パトロールや改修および維持を行っています。河川への堤防護岸の改修および維持などの整備については、徳島県へ要望しているところであり、事業採択された箇所から整備が進められています。

村内の整備状況は、園瀬川の高樋地区や鯉ノ内地区の護岸整備の施工、上中辺地区の国道の擁壁根継工事、宮前地区の護岸整備計画など、少しずつですが、堤防護岸や河川道路兼用構造物の整備に取り組んでいただいています。

②道路の拡幅工事は、堤防上の道路を広げる場合、河川断面を狭めることは認められないため、堤内地の用地を確保しなけ

ればならず、実現にあたっては地元の地権者のご理解とご協力が不可欠となってきます。

ガードレール等の転落防止柵、防犯灯などを設置する場合は、水が堤防を乗り越える可能性がある場所や構造上の安全が確保されない場所への設置はできない場合があります。設置のご要望がありましたら、現場条件を十分に精査し、条件が整えば検討を重ね、河川および砂防管理者である徳島県との協議を行います。

③財政的にも有利な補助、起債などを確保できることなど、計画策定にはさまざまな条件の解決が必要となることから、法に沿った計画策定は困難であると考えています。

また、法に沿った美観地区および景観地区の指定まで行わなくとも、親水公園や川遊びを行える場所などの整備を行うことは、地域の活性化や観光などにつながると考えています。整備に適した箇所やご要望の箇所がありましたら、徳島県の河川改修計画の確認や各種法令への対応、財政問題など多岐にわたる課題について協議、検討を重ね、村としてさまざまな可能性を検討していきたいと考えます。

高岡 邦芳 議員

1. 簡易水道について

質 ①老朽化対策について。
②財政的に厳しい中、どのように対処していくのか。
③今後の対応策、事業計画について。

答 ①管路等は経年劣化が特に著しい箇所について、一部布設替えを行っています。漏水箇所があれば、その都度部分的に修繕作業を行い、善良な維持を心がけ、大規模な断水事故が

起こらないよう努力しているところです。

②大規模な断水とならないよう、管路の漏水調査をし、漏水の確認ができれば、修繕作業を遅滞なく行い、漏水箇所の早期修繕に努めています。また、水道施設の適正な管理として、浄水場および配水池の水位確認、水量確保、流量調整等をふだんから行うことで、大規模な水道断水事故を未然に防ぐ努力を続けています。

③小さな漏水が時間とともに大きな破損となり、大規模な範囲での断水、漏水に起因する道路の陥没などの二次災害を引き起こすおそれもあります。

漏水対策に加え、老朽化が進む水道管更新のスピードアップを図る必要があります。今後の対応策は、村の簡易水道では一ノ瀬地区が地震等に対応できる耐震管を布設していますが、そのほかの地区では未設置となっているために、随時耐震化を進めていかなければと考えています。また、早急に貯水槽の設置箇所を特定し、その用地所有者との交渉や関係機関との協議や検討を進めていきます。

早急に実施に向けて、事業計画の策定に着手したいと考えています。老朽化した水道管の布設替え、また、貯水槽の整備等、相当な費用が必要となると思われますが、今後も計画的に整備を実施していきます。

新居 健治 議員

1. 中尾谷宅地造成について

質 ①3月議会で年度内に産業廃棄物の搬出作業が完了の見通しと答弁されていたが、今般に搬出されていない理由は。
②確実に撤去したという産業廃棄物が整地工事の造成地の下

から、なぜ出てきたのか。

③産業廃棄物は、地権者の責任で撤去すると言っているが、村側にも責任の一端があるのではないか。

④中尾谷宅地造成工事の進捗状況と完成予定について。

答 ①これまで埋却物を処理するために準備してきました事務処理調整や、話し合いの結果以外の方法を前土地所有者のほうで模索して、その結果が出るまでの時間が必要であったために、施工業者もその期間は作業に手をつけることができなかったことから、一部の埋却物がいまだに搬出されていない状況です。

②中尾谷の宅地造成地の埋却物撤去につきましては、前土地所有者から告知を受けた場所を含めて、これまでに2期に分けて掘削し、掘り出してきました。それ以外の部分については、令和3年4月19日と8月5日にトレンチ調査を実施して、燃え殻や埋却物の存在を確認しました。そのトレンチ調査の結果、2期に分けて掘削した場所以外で埋却物等の存在の可能性は小さいという判断に至り、宅地造成工事の施工段階で確認しながら、大きな埋却物があった場合はその都度撤去すればいいのではないかと考えていたところです。

しかしながら、多くの住民のみなさまから、まだまだ産業廃棄物が埋まっているのではないかという旨のご指摘をいただき、本年6月にトレンチ調査を実施した部分以外の場所を10か所ほど掘削をしました。その結果、コンクリート殻、金属、ビニール等の埋却物があることが今回判明したところです。

③村としてはその当時、可能な範囲で調査、確認に努めたところですが、現状としては前土地所有者も承知していないよう

な場所にさまざまな種類の埋却物が多量に存在していて、その処理には大変苦慮をしているところであり、村は宅地の造成地が今のような状態になるということは、その当時には想像することもできなかったということです。土地の売買契約時に掘削等により出てきた廃棄物の処理について、その都度宅地造成工事が終わるまでの運搬、処理するものとし、前土地所有者の負担で行うものとするという特記事項が付記されているところです。

そのため、村は前土地所有者の責任で埋却物を除去すべきものと考えているところです。

④令和4年9月末現在の事業の進捗率は、予算ベースで40%程度、事業量ベースでは20%程度ではないかと思っています。造成工事の再開については、分譲地購入の希望をされているお客さまに安心・安全な土地として提供していくためにも、埋却物処理後の造成した土地が安定するまでの期間として1年程度設けるべきであると考えています。そのため、本年9月竣工、11月からの分譲開始を目標にこれまで取り組んできましたが、今後令和6年度竣工を目指していきたいと考えています。

2. 旧庁舎の跡地利用と図書館等の移転について

質 ①旧庁舎の跡地利用方針と検討委員会設置の進捗状況について。

②農振センター内の図書館および社会福祉協議会の移転について。

③今後、図書館の設置および管理をどのように考えているのか。

答 ①旧庁舎については、令和5年度中の取り壊しを想定し、旧庁舎内に保管されている

物品、備品、文書等の整理を順次進めています。また、保管されている文書のうち歴史的価値のあるものについては選別、搬出した後、不要な文書を廃棄した段階で、業務上不要と判断した備品等の一部は住民等のみなさまに売却を行う予定とし、今後、令和5年度を目途に作業を進めます。

旧役場敷地、農業総合振興センターおよび同敷地を含めた跡地利用の検討は、第1段階として、村職員の中で跡地利用の協議、検討を進めているところで、今後は早期に跡地利用検討委員会を立ち上げ、旧庁舎取り壊しの令和5年度中には跡地利用の方向性が決定できるよう検討します。

②村立図書館の移転は、跡地利用検討委員会で協議検討を進めます。

社会福祉協議会の移転には、本年5月26日付で村民体育館内ミーティングルームへの事務所移転のための行政財産使用許可申請が提出され、施設管理を行っている教育委員会の意見を踏まえ6月7日に許可している、事務所移転の時期は令和4年度中と聞いています。村社会福祉協議会が移転した後の農業総合振興センターの管理は、他の公共施設の例により、管理人を定め委託したいと考えています。

③旧庁舎の跡地とは、旧庁舎はもちろんのこと、農業総合振興センターを含めて旧庁舎の跡地と定義されますので、図書館の設置および管理については、跡地利用検討委員会の結果をふまえて対応していくこととなります。現在は不便をおかけする部分もあるかと思いますが、今後もさまざまな努力を重ね、幅広い年代のみなさまに利用していただき、喜んでいただける図書館をめざしたいと思っています。

1. 保育所の設備について

質 ①園の入口から玄関までの通路の屋根について。

②雨天時等は、園児は大変困っているため、どのような対応を考えているのか。

答 ①佐那河内保育所は平成12年4月に改築し、今年で23年目を迎えていて、新たな課題に対応するための改修の必要性も感じています。

保育所の門から玄関までの通路の屋根の設置など、利用者のニーズに応じた施設改善も重要なことと認識しています。

②保育所の門から玄関までの通路については、通路上に約80cm程度のひさしがあるだけで、雨天時には傘をさしての通行となることから、これまで数人の保護者のみなさまからも通路に屋根をつけてほしいというご要望をいただいていた。利用者が快適に施設を使っただけできるよう、通路上に雨よけとなる構造物を設置したいと考えています。

そのほかの改修案件も含めて、一体的に検討し改修を進めています。

2. ため池の利活用について

質 ①村内のため池、水路は現在どのような管理をされていますか。

②今後の利用法はどのように指導されますか。

答 ①管理は、個人所有、または水利権を伴うため池や用水管理者の管理であるため、日常の維持管理はもちろんのこと、梅雨時期や台風による危険

が迫る場合には点検、清掃や、ため池では低水位の管理の徹底など、地元関係者にお願いをしている状況です。

②農業用ため池は、個人管理の水路や用水組合管理の用水路とともに本来の目的である農業へ利用していただきたいと考えていますが、耕作ができなくなった場合などにより、休止されることもあります。その際にも、利活用の場合と同様に個人または団体の財産であるため、梅雨時期や台風時期など危険が迫る場合には流入口、流出口の点検や清掃を行っていただきたいと思います。

また、老朽化したため池の改修や、池の廃止や撤去をする場合には、国の補助等が可能な採択条件が個人所有のため池と特定農業用のため池で異なりますので、改修や廃止を検討中の場合は、建設課までご相談ください。

なお、登録されているため池は42池ですが、登録外のため池を今後土地台帳などで確認しながら調査し、改修して使える場合、また、廃止して、決壊しないように堤防を取り除いたり、水田に使うとか、災害の発生時や火災の時の利用などを、各課と連携をとりながら調査研究をしていきたいと思っています。

3. コロナ禍の教育現場について

質 ①指導は、どのようにされましたか。

②保護者との共有について。

答 ①小中学校では、換気や手指消毒、検温、マスク着用、給食時の黙食など、感染を防止しながら教育活動を行っています。

学習面では、令和3年よりタブレット端末を毎日家庭に持ち

帰り、タブレット内の学習ソフトで家庭学習をするなど、学校の授業と家庭学習の両方を充実しました。

村教育委員会としましては、今後も保護者に理解と協力をいただきながら、最新の感染状況を踏まえつつ感染防止のための方策を実施し、かけがえのないたった一度の教育活動を維持し、継続していけるよう学校に働きかけ、支援をします。

②全国的に家庭内における感染が増えていることから、感染の広がりを防ぐためには、学校の感染防止はもちろんのこと、家庭から学校へ早めに情報をいただき、学校に感染を持ち込ませない工夫も必要です。

県の通知を踏まえ、感染した場合や濃厚接触者に特定された場合、PCR検査を受ける場合や受けた場合に加えて、同居のご家族の体調が少しでも悪い場合も学校に連絡し、登校を控えていただくよう保護者に通知をし、お願いをしたところです。

保護者にはこれまで学校にきめ細やかな連絡をいただくなど、その取組についてもご理解をいただいています。今後も安全な教育活動、充実した学校教育を継続するために、保護者に向けて、学校を通じ迅速に情報を届け共有を図り、学校や家庭における感染対策の一層の徹底や学校と家庭が一丸となった感染対策などにご協力をいただけるよう、尽力を続けます。

4. 今後の施策について

質 ①残り1年になったが、どのような村政を考えているのか、また公約はできましたか。

②今後1年内で考えている事をお聞かせください。

③本村の5年先10年先の考えについて。

答 ①5つの公約における主な成果としまして、若い人に魅力のある村づくりでは、充実した移住施策に加え、行き届いた保育や魅力ある教育を実施することにより、子育て世代の移住者が増加しています。

みんなが安心して暮らせる村づくりでは、福祉の充実のみならず、今年度新たに取り組むコミュニティバスなど、高齢者に優しい村づくりを推進するとともに、ヘリポートや消防センターの整備、24時間救急搬送体制の構築など、災害に強い村づくりの確立に取り組んできました。

産業の活性化とみんなが生き生きする村づくりでは、ふるさと納税を通じて本村農産物の販売促進やイメージアップを図るとともに、さくらももいちごブランドの維持に向けたプロジェクトの展開や、企業誘致も実現することができました。

また、438号トンネル工事についても、開通のめどが立ったところです。

自然や伝統文化を大切にするとともに、歴史、文化、伝統の継承のための親子教室を開催するとともに、さなごうち新ものがたり創出事業を開始したところです。

役場を身近に感じる村づくりでは、新庁舎が完成し、行政サービスの拠点としての機能が充実するとともに、村民スペースや多目的ルームを活用することで住民のみなさまの交流の場づくりを進めたいと考えています。

これらさまざまな取組を現実のものとするためには、予算の裏づけが必要であり、ふるさと納税を積極的に活用することで財源を確保し、これまでにない新たな取組を展開し、村の活性化に取り組んできました。

残された任期もあと1年余りとなりましたが、引き続き未来へつなぐ村づくりを念頭に取組を継続していきたいと考えています。

②新型コロナウイルス感染症対策の徹底を行うことで、村民のみなさまの安全・安心確保に万全を期してまいりたいと考えています。そして、就任時に掲げさせていただいた5つの公約について再点検を行うとともに、さらなる取組を進め、任期

いっぱいまで誠心誠意取り組みます。

③一昨年策定した佐那河内村総合計画でお示ししているさまざまな施策を着実に推進することで、地方創生の動きをさらに加速させ、よりよい佐那河内村を築いていきたいと考えています。企業誘致や地域のにぎわいづくり、さらには人口減少などが少しずつ抑制していることから、地方創生が進んだことへの実感を得ているところであり、今後のさらなる事業展開に向け

た自信にもつながっています。

また、行政版CI戦略さなごうち新ものがたり創出事業では、本村らしい景観づくりとともに、歴史、伝統、文化など村独自の魅力を次の世代に継承すべく、一歩ずつ歩み始めたところです。総合計画、新ものがたり創出事業の実践により、任期いっぱい、これまでどおり誠心誠意、積極的に取り組みたいと考えています。



議会行事出席報告

〈 〉 場所・() 出席者

9月2日 議員協議会 〈議員室〉 (全議員)

全員協議会 〈大会議室〉 (全議員)

7日 第3回佐那河内村議会定例会開会 議案審議・決算審査 〈議場ほか〉 (全議員)

8日 第3回佐那河内村議会定例会 決算審査・講評 〈議員室〉 (全議員)

15日 第3回佐那河内村議会定例会 一般質問 〈議場〉 (全議員)

16日 第3回佐那河内村議会定例会 表決・閉会 〈議場〉 (全議員)

22日 例月出納検査 〈監査室〉 (服部監査委員・井開監査委員)

7.10 [日曜日]

阿波よしこのを全国の舞台上

伊藤明子さん(下字中津)が、愛媛県県民文化会館(愛媛県松山市)で行われた「民謡民舞四国連合大会」(公益財団法人 日本民謡協会主催)の高齢二部で優勝を収め、さらに、各部門の優勝者7人で1位を決める、協会賞争奪戦で優勝しました。伊藤さんは令和5年10月に東京都で行われる全国大会に、四国代表として出場します。

全国大会の抱負として、「精一杯謡うだけ。」と話されました。

また、昨年12月に、長年の民謡への貢献が評価され、公益財団法人 日本民謡協会から民謡貢献賞を受賞されました。この受賞について伊藤さんは、「民謡だけでなく、太鼓や三味線の指導もしていたのが(受賞に)結びついたのかと思う。」と話されました。

近年、全国的に民謡に取り組む人が減少してきています。伊藤さんは、「1人でも興味を持ってくれる人が増えればな。」と話されました。

全国大会出場、民謡貢献賞受賞、誠におめでとうございます。



9.9 [金曜日]

清流祭 開催！

今年度も、新型コロナウイルス感染症対策を講じ、小学生は各教室でオンラインで参加し、保護者のみなさんの参観にご遠慮いただきました。

出し物は、総合的な学習の時間や修学旅行で学んだことについてまとめたものや、タブレット機器などを駆使して作成した映画やクイズなどさまざまでした。どれも工夫されていて、観る者を楽しませてくれました。小学5年生～中学3年生の人たちの輝く姿に、小学生は憧れも抱いたようです。



9.13 [火曜日]

笑顔あふれるミニ夏祭り

佐那河内保育所で、延期となっていましたミニ夏祭りを行いました。

すてきなものを見つけられるかな…と目を輝かせて手探りする宝探しや、狙いを定めて真剣なまなざしの輪投げ、わくわく感いっぱいのかじ引きなど楽しいひとときを過ごすことができました。



9.14 [水曜日]

お世話になった人を思い浮かべて ～果樹オーナーがすだちの収穫体験を行いました～

京都市に在住の井坂健司さん、代里子さんご夫妻（ともに徳島市出身）が、果樹オーナーとしてすだちの収穫体験を行いました。

当日は、千田英二さんの農園で朝から昼過ぎまですだちの収穫を行いました。

もともと、購入した佐那河内村のすだちをお世話になっている人へ毎年送っていたそうですが、果樹オーナー制度を知り、申し込みをしてくださいました。



左から、井坂健司さん、代里子さん、千田英二さん

妻の代里さんは、「すごく楽しい。すだちを送る相手を思い浮かべながら収穫をした。」と話されました。

9.14 [水曜日]

暑さに負けず すだちの収穫

佐那河内保育所つき組の児童7人が、新庁舎前に植樹された「すだちの木（村の木）」から、すだちの収穫を行いました。また、すだちの木をご寄贈いただいた横山 充さん、ミヤ子さんご夫妻（寺谷東）にもご参加いただきました。

児童たちは、暑さに負けず熱心に楽しい収穫作業となりました。児童のみなさん、横山さん大変ありがとうございました。



9.20 [火曜日]

地域未来塾開講！



中学2年生・3年生を対象に、地域未来塾を実施しました。富長理恵さんを講師にお招きし、英語の授業を行っていただきました。1学期の復習やテスト対策などの内容で計4回、参加したみなさんは真剣に取り組んでいました。

あなたの"声"をお聴きします ~行政相談週間~

10月17日(月)から23日(日)までは「行政相談週間」です。総務省の「行政相談」を広くみなさんにお知らせしてお気軽に利用していただくために、全国一斉に実施しています。相談は無料で、秘密は固く守られます。

- 相談専用ダイヤル 0570-090110 (受付時間/平日8:30 ~ 17:15)
総務省行政相談センター「きくみみ徳島」
- 本村の行政相談所



キクーン

日時：毎月第1月曜日 9:00 ~ 12:00
場所：農業総合振興センター
行政相談委員：西村義顕さん

相談内容例

- コロナに関する支援策を知りたい
- 道路が傷んでいて危険
- どこに相談したらよいか分からない
- 役場に申請したが手続が進まない
- 窓口には行きづらい

農地中間管理機構による 農用地の借り手募集

農地中間管理機構では、農地を貸したい人（貸し手）から長期で農用地を借り受け、農業経営規模の拡大や新規参入のために農用地の借り受けを希望する人（受け手）へ、できる限り集約して貸し付けを行う農地中間管理事業を実施しています。

農地中間管理機構は都道府県単位で設置され、徳島県においては「公益財団法人徳島県農業開発公社」が徳島県知事から指定を受けています。

農地中間管理機構から農用地を借り受けたい人は、借受希望者の公募に応募する必要があります。

募集期間 令和4年9月30日(金)から10月31日(月)まで ※年3回公募しています。

申し込み先は、徳島県農業開発公社です。貸し手の募集は産業環境課で随時受け付けています。ほか、農地に関する相談がありましたら、農業委員会へお問い合わせください。

村の人々

MURANO HITOBITO

第1回 岡山勝明さん

佐那河内村の魅力を引き立てる、個性豊かな村の人々を紹介します。

MASAAKI OKAYAMA

1950年佐那河内村生まれ。(有)岡山建設代表取締役。公益財団法人 日本消防協会名誉会員。現在は佐那河内村消防団顧問として消防団をサポート。趣味はゴルフと釣りで、釣った魚は自分でさばく器用な一面も。



佐那河内村
公式ページ



安全・安心に暮らし続けられる村をめざして

■令和3年「秋の叙勲」を受章

生涯で「叙勲(じょくん)」という言葉に接する人がどれくらいいるだろう。1972年から実家の家業である岡山建設で働きはじめ、3代目として佐那河内村内のさまざまな土木事業に携わってきた岡山勝明さん。その傍ら、消防団に入団し、佐那河内村消防団の団長を務めながら、公益財団法人 徳島県消防協会の理事や会長などの役職を歴任。2016年には公益財団法人 日本消防協会の副会長を兼任、約50年にわたり村、県、国の防災活動に貢献してきた。その功労が称えられ、2021年(令和3年)秋に、瑞宝双光章(ずいほうそうこうしょう)という勲章を受賞されたからこんな喜ばしいことはない! 栄誉ある勲章をいただいた岡山さんはどのような人生を送ってきたのか、その道のりを振り返ってもらった。



瑞宝双光章は公務などに長年にわたり従事し、成績を挙げた人に授与される勲章

■高度経済成長期の建設現場を体感

岡山さんは18歳で建設の世界に飛び込み、最初に就職したのは日本の準大手建設会社の一つ、五洋建設だった。当時、大阪で開催された「日本万国博覧会」の開催前で、万博の成功に一翼を担った阪神高速道路の建設や、大阪南港の埋め立てを経験。3年間の修行を経て、岡山建設で働きはじめた。50年に渡り数多くの道路工事を行ってきたが、中でも印象に残っているのは根郷の安喜酒店前から嵯峨の丸田へつながる丸田中央線の改良工事だと言う。幅2メートル程しかなかった道路を10年もの歳月をかけて整備。今も村のインフラとして暮らしに欠かせないの言うまでもない。「自分のやってきた仕事がかたちとして残り、地域のインフラとして生活が便利になる。何もないところから広い道路をつくっていくのはやりがいを感じますね」と岡山さん。当たり前に使っている舗装された道路。その背景には、手がけた人の仕事の喜びや、熱い想いが詰まっていることを教えてくれた。

■4代目にバトンタッチ

現在は工事現場に出向くことはほとんどないという岡山さん。現場を任せられる息子で4代目の正樹さんがいるからだ。「仕事は時代に応じてやり方が変わるし、私も父親の背中を見な

がら仕事を覚えていったので、息子に直接教えることはなかったかな。毎日現場ではいろんなトラブルもあると思うけど、相談していいことはないけん、自分で考えて解決しようと思うわ。私よりも息子のほうがさらに几帳面やけんな」と頼もしい息子の存在を嬉しそうに話してくれた。(下へつづく)

■村の災害時対策の強化に注力

火事はもちろん、気候変動による大雨や南海トラフ巨大地震の発生が懸念される中、今は想定外の災害時にも対応できる万全の備えが求められている。岡山さんは総務省消防庁に掛け合い、村内に消防ポンプ車を設置。ポンプ車は橋の上か



1. 岡山さんが岡山建設で働きはじめたまさにその頃、人力からショベルカーやブルドーザーに移行する過渡期だった 2. 岡山さんは後継の正樹さんに大きな信頼を寄せながら、確かな仕事で村の人から信用を集めてきた 3. 消防活動のみならず、地震や風水害、大規模災害時の救助・救出活動、避難誘導、災害防御など、消防団は重要な役割を果たしている

■消防団長としての覚悟

佐那河内村には常備消防がなく、いざという時は、消防団が消火活動や行方不明者の捜索など最前線で行う。佐那河内村の消防団は非常備の消防機関であり、その構成員である消防団員は他の本業を持ちながら活動している。「非常備と言えども、本業でやっている人と同じように、命がかかっているのは同じ。それくらいの気構えで団員は訓練をしている」と岡山さん。過去には消防団だけでは消火ができない大きな火事の場合、市内の消防に応援要請をしたり、ヘリコプターによる消火活動をお願いしたことも。緊急時に判断を下すのも消防団長だ。「最後は自分が責任をとるという覚悟で決断しとるかな。経験して思ったのは、やるかやらないかで迷ったときはやったほうがいいということ。これは社長をやってきて学んだことかもしれん。」普通の仕事でも社長として多くの難しい選択を強いられてきた岡山さん。災害時も冷静さを忘れずに決断してきたことで、たくさん大切な命を守ってきた。

ら川の水を吸い上げることができるため、高低差のある場所など給水しづらい場所での火事にも対応できるようになった。また、消防団員のほとんどが市内へ働きに出ているため、役場の職員兼消防団員を増やし、日中の災害対策を強化。さらに女性の消防団員も加入し、現在は5人が活動中だ。消防団というと男性のイメージが強いが、火災予防活動や防災訓練で応急手当の講習など、女性に適していることがたくさんあり、活躍が期待されている。

■これからも村が続くために

村民の命を守るために、さまざまな角度から防災対策強化に取り組んできた岡山さん。村を愛する気持ちが、その原動力の源だと伝わってくる。「みんなが安全・安心に暮らすための消防団なので、小学校の特別授業で消防団がどういうものなのかを教えてもらえたらうれしいね。佐那河内は“隣土士の助け合い”で成り立っていることを子どもたちに知ってもらいたい。村で育って、就職しても村で住み続ける。そんな子どもが増えて、これからも村が続いてほしいと思っています。」

てのひらストア otete 5周年!

本村出身の井寺喜香さん（東京都小金井市在住）が経営する「てのひらストアotete」が、令和4年9月に開店5周年を迎えました。

今回、5周年を記念して開催されたイベントの様子を紹介します。



井寺 喜香さん

村のみなさま、地元のお客さまに大切にいただき、『おかげさま』が胸に響く5年目の秋、3年ぶりに小金井阿波おどりが開催、東京小金井すだち連も復活です。

これからも村のわくわくをたくさん発信していきたいと思ひます。

otete常会

9月23日(金)に、役場と一般社団法人さなごうちの職員が、oteteのスタッフ・お客さんを対象にotete常会を開催しました。

村の紹介や常会について説明を行ったあとに、意見交換会を行いました。参加したみなさんからは、「移住した場合の仕事について」や「常会に入らない人はいるのか」、「空き家はあるのか」や「佐那河内村で山村留学を行ったらどうか」などの質問やご意見をいただきました。

otete常会の終盤には、徳島名物である金時豆入り豆天玉や、フィッシュカツ入りのお好み焼きの試食会を行いました。みなさんからは「豆の甘みがあって美味しい!」など感想をいただきました。佐那河内村についてPRする機会となりました。



▲otete常会の様子



▲たくさんのご意見をいただきました



▲豆天玉の試食会

9月24日(土)には、お店のお手伝いをさせていただきました。店内には佐那河内村はもちろんのこと、県内各地の食材や特産品が並び、多くのお客さまの手に取っていただきました。

また、「てのひらストアotete」は、さなごうちFAN SHOPの認定店です。みなさんもお近くにお越しの際はぜひ寄ってみてください。



▲東京小金井すだち連のみなさん



▲店内の様子

コミュニティバス 実証事業開始

みなさまの
ご意見を
お聞かせください



村内においては、国道沿いを除き路線バスが運行していません。

そこで、村民のみなさまの移動手段を確保するため、平日の週4日、午前午後各1往復、村内各所から役場間において、コミュニティバスを運行しています。(運行経路、時刻は別紙折込をご覧ください。)

実証期間：令和4年10月1日～令和5年3月31日
月・火・木・金曜日（祝日の場合は運行しません）

- 役場着の便は、役場前発徳島駅前行きの徳島バスに乗り継げます。(午前・午後とも)
- 運賃無料。
- どなたでもご利用いただけます。
- 運行経路上なら、どこでも乗り降り可能です。

お買い物、お友達の訪問、役場、郵便局への移動手段など、幅広くお気軽にご利用ください。
なお、実証事業のため、ご利用のみなさまにご意見をおうかがいします。

ご意見を受け、実証期間中に、運行経路・時刻を変更することがございますのでご了承ください。

お問い合わせ ● 総務課



令和4年10月6日から

時間額

徳島県最低賃金 855円 前年比 31円UP↑



第2回 「課題対応策の検討と誰がやるか？」

先よみワークショップを開催!

佐那河内村

上嵯峨地区

先よみワークショップの流れ



9月号の広報で紹介した上嵯峨地区での「先よみワークショップ」。新型コロナウイルス感染症の拡大もあり延期となっていました。第2回目のワークショップを、9月20日に開催しましたので報告します。

先よみワークショップの流れ

連続3回のワークショップで、解決に向けた活動を具体的に検討していきます。今回はその2回目。

第2回目は「課題対応策の検討と誰がやるか？」

第1回目のワークショップでは、10年後に各常会で顕在化する課題を確認しましたが、今回は10年後の課題を深刻化させないために、この10年の間にどのような取り組みが必要か?についてアイデアを出し合いました。

まず最初に、第1回目ワークショップのまとめを振り返り、改めて各常会が今後どのように変化していくのかを確認したうえで「どのような活動をしていく必要があるか」を検討しました。こうすることで、これから10年の取組みを通じて、少子・高齢化や人口減少などによって深刻化する課題に対して、効果的な対策をつくっていかうという趣旨です。

実際にできるかできないかは、ひとまず横に置いて、まずは「何をやる必要があるか」を明らかにしたうえで、誰がやるか、いつやるかを現実的に考えていきます。「消防団員の減少」という課題には、「たとえば後方支援などでOBの協力を得ていく」というアイデアも出ていました。加えて、これから減りゆく担い手を確保するためには、「若者の呼び込み」や「住める家の確保」の必要性も挙げられていました。



前回のワークショップのまとめを見ながら、地域の現状を振り返ります。



今回もたくさんの方にお集まりいただき、活発な意見交換が行われました!



田口太郎さんからの一言

このワークショップでは、「10年後の課題」という間近に差し迫った課題に対して何をしていくのか？ということをお話し合っています。また、課題解決のための活動は役場にお願いがちですが、役場もすべてを引き受けることは難しいのが現状です。地域のみなさんが自分たちでできることは自分たちで積極的に取り組むことで、活動はどんどん進んでいきます。

今や日本全国で「移住者の受け入れ」が行われていますが、今回のワークショップは、「なんのために移住を受け入れるのか」ということも結果的にイメージされていたようです。常会をはじめとした地域自治活動が比較的活発な本村では、常会を中心とした地域自治活動をいかに持続させていくか、その中で移住者や外部協力者の意味を考えていくことが大切です。

次に、前半にアイデアを出し合った「課題に対する取り組み」を実際に誰がやっていくのか？について整理しました。模造紙のうえでそれぞれの取り組み毎に「住民でできること」「外部との協力でできること」「行政にお願いすること」で整理します。すると、住民だけでできることも比較的多くあることが見えてきます。また、近くに住む親戚やボランティアとの協働で進めたいこと、行政に依頼する必要があることなど、具体的に整理することができました。

10月14日（金）に開催される次回（第3回）では、たくさん出された取り組みについて、優先順位をつけ、具体的にどの取り組みから活動していくか？について意見交換をする予定です。



課題に対して、さまざまな取り組みがイメージできます。
「サテライトオフィスをつくる 企業を誘致する!？」



検討した取り組みを具体的に誰がやるのか。
「住民でできること」「外部との協力でできること」
「行政にお願いすること」に整理していきます。

▶ 今後のスケジュール

10月14日（金） | 第3回ワークショップ

■時間 / 19:00～

■会場 / 多目的地域交流施設（旧JA嵯峨出張所）

11月8日（火） | ワorkshop報告会

実施する地区や組織を募集します!

村ではこの「先よみワークショップ」を上嵯峨地区だけでなく、各地区や各組織で進めていきたいと考えています。自分たちの地区や組織でぜひ取り組んでやってみたいみなさんは企画政策課にご相談ください。

9月に開催された佐那河内村議会定例会において、令和3年度の一般会計および6つの各特別会計の決算が認定されました。地方自治法第233条第6項により、村民のみなさまに決算の要領を公表します。

私たちが納めた税金などの大切なお金がどのように使われたのか、現在の佐那河内村の財政がどのような状況なのかをご報告します。

一般会計等決算収支の概況 ※一般会計と宅地造成事業特別会計を純計した普通会計（以下、一般会計等）

一般会計等の決算は、歳入39億8,651万円、歳出37億2,169万円で令和2年度決算と比較して、歳入で7.8%、歳出で19.0%の増加となりました。また、歳入から歳出を差し引いた形式収支は2億6,482万円の黒字となり、この額から令和4年度へ繰り越した9,709万円を差引きした実質的な収支は1億6,773万円の黒字となりました。

年 度	歳 入	歳 出	形式収支	実質収支
令和3年度	39億8,651万円	37億2,169万円	2億6,482万円	1億6,773万円
令和2年度	36億9,874万円	31億2,622万円	5億7,252万円	9,924万円
増 加 額	2億8,777万円	5億9,547万円	△3億770万円	6,849万円
増 加 率	7.8%	19.0%	-53.7%	69.0%

一般会計等歳入の特徴 ～村民一人あたり収めた村税は83,937円～

自主財源では、前年度と比較し繰越金が3億8,383万円（203.4%）増加しています。その主な要因としては、役場庁舎改築事業に係る既収入特定財源3億6,630万円が挙げられます。

村税は、主に固定資産税が504万円減少し、村税全体として535万円（2.8%）の減少となりました。また、過去の収入未済額のうち、固定資産税2万円を不納欠損として処分しました。

依存財源では国庫支出金が1億5,499万円（34.2%）減少し、地方交付税は1億4,625万円（11.1%）の増加となりました。

国庫支出金の主な減少原因は、主に特別定額給付金事業補助金が皆減によるものです。

また、村の借金である村債は、6億9,400万円で前年と比較して1億7,481万円（33.7%）増加しています。

こちらは、役場庁舎改築事業3億6,710万円、防災行政用無線局運用事業2,740万円などが増加原因となっています。

村の歳入は、自主財源の割合が33.4%と低く、一方で依存財源が66.6%となっていて、村の財政が国などの施策に大きく依存し、その影響を受けやすい構造となっています。

◎村に納めた村民一人あたりの税金

【令和4年3月31日現在の人口（2,207人）で算出】

区 分	令和3年度	令和2年度	増 加 額	増 加 率	一人あたり
村 民 税	8,071万円	8,232万円	△161万円	-2.0%	36,570円
固定資産税	8,045万円	8,549万円	△504万円	-5.9%	36,452円
軽自動車税	1,299万円	1,296万円	3万円	0.2%	5,886円
村たばこ税	1,110万円	983万円	127万円	12.9%	5,029円
計	1億8,525万円	1億9,060万円	△535万円	-2.8%	83,937円

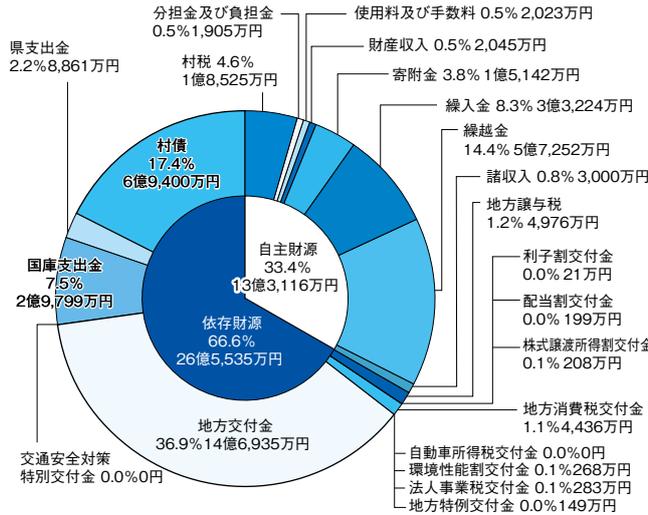
一般会計等歳出の特徴 ～村民一人あたりに使われたお金は1,686,312円～

目的別では、前年度より総務費、民生費、衛生費、消防費が増加し、その他の項目は減少しました。

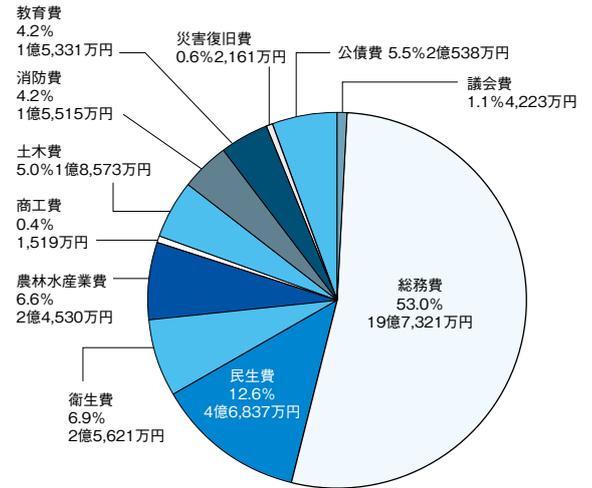
総務費では、6億4,125万円増加しています。こちらは役場庁舎改築事業で4億1,970万円の増加が要因となっています。

衛生費においては、5,537万円増加しています。こちらは新型コロナウイルスワクチン接種体制事業が主な増加要因となり、また公債費は、前年度より1,255万円減少していて、この内、特殊事情である繰上償還を除く定期償還額の比較では1,270万円の減少となっています。

一般会計等歳入決算額 39億8,651万円



一般会計等歳出決算額 37億2,169万円



◎村民一人あたりに使われたお金 【令和4年3月31日現在の人口（2,207人）で算出】

議会費	総務費	民生費	衛生費	農林水産業費	商工費
19,135円	894,069円	212,220円	116,090円	111,146円	6,883円
土木費	消防費	教育費	災害復旧費	公債費	
84,155円	70,299円	69,465円	9,792円	93,058円	

令和3年度決算 財政健全化法に基づく4指標および資金不足比率について

●財政健全化法とは…

平成20年度より施行され、自治体の財政破たんを未然に防ぐため、国が財政状況をより詳しく把握し、悪化した団体に対して早期に健全化を促すための法律です。従来の再建法制が、病気になるまで放っておいて病気とわかってから服薬や手術をするものだとすると、この財政健全化法は、生活習慣を心がけるとともに定期的健康診断を行うなど、「予防」・「注意喚起」の段階が加わり、重大な病気になる前に対処するものと言えます。

指標	内容	令和3年度	令和2年度	早期健全化基準(令和3年度)
実質赤字比率	一般会計の赤字の割合	—	—	15.0%
連結実質赤字比率	全会計（一般会計・特別会計・企業会計）の赤字の割合	—	—	20.0%
実質公債費比率	借入金（地方債）の返済額の割合	1.8%	1.0%	25.0%
将来負担比率	借入金（地方債）など将来負担が見込まれる負債の割合	—	—	350.0%

※実質赤字額または連結実質赤字額がない場合、実質公債費比率または将来負担比率が算定されない場合、および資金不足額がない場合には「—」と記載されます。

令和3年度 特別会計決算

特別会計は、特定の事業にともなう保険料や使用料などによってその事業を行うための会計で、お金の流れをわかりやすくするために一般会計と區別しています。

会計名	歳入決算額	歳出決算額	形式収支	実質収支
国民健康保険事業	3億4,001万円	3億7万円	3,994万円	3,994万円
簡易水道	1億22万円	9,985万円	37万円	37万円
農業集落排水事業	1億5,187万円	1億5,013万円	174万円	174万円
介護保険事業	3億8,987万円	3億6,979万円	2,008万円	2,008万円
後期高齢者医療	4,561万円	4,472万円	89万円	89万円
宅地造成事業	4,655万円	1,567万円	3,088万円	3,088万円

救急搬送なんでもQ&A



佐那河内村消防センター

佐那河内村消防センターが開所し救急搬送業務が始まってから、はや6か月がすぎました。この間62回出動し61人の患者さんを病院へ搬送しました。(9月30日現在)

こうして救急搬送業務が身近なものになるにつれ、みなさんいろいろな疑問を持たれたのではないのでしょうか。

そこで「救急搬送なんでもQ&A」と題してみなさんの疑問に答えていきます。

Q1. 希望する病院へ連れて行ってくれるのですか？

A 搬送先病院の選定は、患者・家族の希望を優先しています。ただ、患者さんの病態からその希望病院では対応できないと判断した場合は、その理由を患者・家族などに説明し、同意を得た上で患者さんの病態にふさわしい病院へ搬送することもあります。

Q2. 昼間、救急車がよく走っているのをみかけるが何をしていますのですか？

A 理由は2つあります。1つは私たち搬送隊員が管内の地理・道路状況を詳しく把握し、迅速的確に患者さんのもとに駆け付けられるようにするため。2つ目は昨年10月から運用している救急搬送車は以前の車に比べ若干サイズが大きくなったので、村内の道路を実際に走行してみて進入が可能かどうかを確認するためです。

Q3. サイレンを鳴らしているのに、なぜゆっくり走っているのですか？

A 脳出血の患者さんなどは、できる限り安静に搬送することが必要になります。車の振動などが体に加わり再出血を起こすことがあるからです。このような場合には安全走行に支障にならない範囲で速度を落として走行します。

みなさん疑問・質問・希望などあれば消防センターにご意見をお寄せください。

お問い合わせ ● 佐那河内村消防センター

ごみの出し方についてのお願い

みなさまにご協力いただいているごみの分別については、ごみの状況により、分別していただいても資源として活用できない場合があります。

お手数ですが、次のとおり分別していただきますようお願いいたします。

分別対象でないごみや、資源として活用できないごみは、収集できない場合がありますのでご注意ください。

● 地域資源ごみ集積所

ペットボトル	水洗いしてください。洗浄しても汚れが取れないものは、可燃ごみになります。キャップ・ラベルは取り外してプラごみへ出してください。
アルミ缶・スチール缶	水洗いしてください。洗浄しても汚れが取れないものや、錆びているものは、粗大ごみになります。
ガス缶・ガスパレー缶	使い切って穴をあけて、ガス抜きをしてください。
トレイ類	水洗いをして乾かしてから出してください。

● 追上駐車場

容器包装プラスチック	汚れが取れないものは、可燃ごみになります。
古紙類(雑誌・段ボール・新聞紙・紙パック)	ひもなどで縛ってください。紙パックは水洗いして開いて出してください。(中身が銀パックのものは可燃ごみです。)
衣類	汚れた古着は、可燃ごみになります。下着や靴下などはきれいな状態でも可燃ごみとなります。

お問い合わせ ● 産業環境課



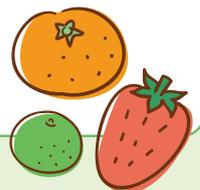
農業経営者のみなさまへ 収入保険加入申込受付中



承認番号
万第22-47号

新規に収入保険に加入する人は徳島県から助成金が受けられます!!

- 対象者**：収入保険に新規または継続加入の人で、新たに積立方式に加入する人
※青色申告を行っている人、収入保険に5か年継続して加入が要件です。
- 助成金額**：過去の平均収入で算出した積立方式に必要な額の50%（上限80万円）
※平均収入＝直近最大4年分の青色申告決算書の農産物平均販売金額
- 申請方法**：収入保険加入申込時に申請
- 申込期限**：令和4年12月末まで



※収入保険、徳島県助成についてのお問い合わせ、お見積りなどはお気軽にご相談ください。

相談窓口



安心のネットワーク
NOSAI 徳島

徳島県農業共済組合

○本所：徳島市山城西二丁目74番地 電話：622-7731

生ごみを土に還そう！ キエーロ・生ごみ処理機の 活用にご協力ください



どうして生ごみを減らす必要があるの？

佐那河内村では、平成28年から生ごみの収集を開始し、現在年間約37トンの生ごみが回収されています。令和3年度の処理費用は、運搬費も含め年間約200万円。平成28年度の倍近い費用がかかっていて、加えて年々生ごみ収集量とともに処理費用も増加しています。

私たちの捨てる生ごみのほとんどが水分です。生ごみを焼却処分することは、多くのエネルギーを必要とし、CO2の排出につながっています。

キエーロってなに？

キエーロは、微生物を利用した維持費のかからない生ごみ処理機です。

投入した生ごみは土中の微生物によって分解され消えてしまうため、キエーロの土が増えることはありません。

●キエーロを活用しよう！私たちの暮らしにも大きなメリットがあります●

ごみ出しの負担軽減！

水分を多く含む生ごみを自宅で処理することで、運ぶごみが軽くなります。使うごみ袋の量も減り、ごみ出しが楽に！

悪臭や害虫発生を軽減！

好きな時に捨てられるため、正しく使えば生ごみをためることで発生していた、悪臭やコバエなどの発生も抑えられます。

分解した土は「たい肥」に！

キエーロを使えば不要な生ごみが栄養たっぷりのたい肥に変わります。(※たい肥として利用した場合、土の追加が必要となります。)

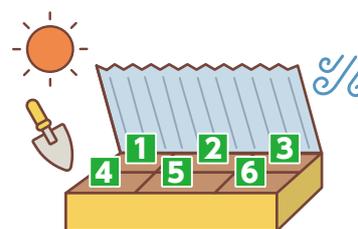
捨てればごみ、使えば資源。ぜひご活用ください！

キエーロの使い方（例：土置き型）

- ①日当たりと、水はけ、風通しのいい場所に本体を設置する。
- ②キエーロ本体に黒土を入れる。(7～8分目くらい)
- ③深さ20センチほどの穴を掘り、生ごみを投入する。
- ④スコップなどで生ごみをザクザクと切るようにしながら、土とよく混ぜ合わせる。
- ⑤生ごみが土の表面に露出しないように乾いた土をかぶせる。
- ⑥埋める場所を変えながら生ごみを入れる。(1～6を1周する頃には、生ごみが消えている。冬場は8分割がおすすめ。)

※米ぬかや廃油（食用）を入れると分解が促進されます。

※家の土でも利用可能ですが、黒土が効果的です。



分解速度 夏場：5日前後
冬場：10日前後

村では、キエーロの設置推進制度により、1,000円の自己負担でキエーロを自宅に設置することができます。また、生ごみ処理容器、EMボカシ容器および機械式生ごみ処理機の購入補助事業もあります。

申し込み・詳しい内容などについては産業環境課へお問い合わせください。

お問い合わせ ● 産業環境課

つくってみよう、マイナンバーカード！

よくある質問Q&A

今回はマイナンバーカードについて、お問い合わせの多いご質問について紹介します♪
みなさまのマイナンバーカードの取得にお役立ていただけましたら幸いです。

Q マイナンバーってなに？

A 日本に住民票を持つ人が、1人につき1つだけ持つ12ケタの番号です。
原則生涯同じ番号を使用します。

Q マイナンバーカードはどんなことに使えるの？

A 公的な身分証明書として利用でき、マイナンバーの提示と本人確認が一度にできる唯一のカードです。そのほかにも、健康保険証としての利用やオンラインでの確定申告などさまざまな場面で使用できます。

Q マイナンバーカードはどうやって申請するの？

A マイナンバーカードは次の4つの方法で申請することができます。
①パソコン ②スマートフォン ③郵便 ④証明写真機
また、住民税務課窓口では、常時マイナンバーカード申請のお手伝いを無料で行っています。
マイナンバーカード申請に関するご相談は住民税務課までお気軽にご連絡ください♪

Q マイナンバーカードができるまでどのくらいかかるの？

A 申請から2週間～1か月程度で完成します。
受取ができる状態になりましたら、住民税務課より交付通知書をお送りします。

Q マイナンバーカードはどこで受け取れるの？

A マイナンバーカードは住民税務課窓口で受け取ることができます。
『①交付通知書一式 ②本人確認書類 ③通知カード』の3点を持参いただき、住民税務課窓口までお越しください。また、マイナンバーカードは本人への交付が原則となっていますので、年齢にかかわらず申請者本人が窓口へお越しください。
事前にご予約いただいてから来庁いただくとお待ちいただく時間の短縮になります♪

Q マイナンバーカード取得後の各種登録の仕方がわからない。

A 住民税務課では次の3つのお手伝いを行っています。ぜひご利用ください。
また、ご利用を希望される場合は、事前に住民税務課までご連絡をお願いします。
①健康保険証としての利用申込のお手伝い
②公金受取口座の登録お手伝い
③マイナポイントの申込のお手伝い

お問い合わせ ● 住民税務課 ☎679-2114



事業者のみなさまへ 消費税インボイス制度等説明会について

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が実施されます。

事業者のみなさまには、インボイス制度について理解を深めていただき、インボイス制度の実施に向けて必要な準備を進めていただくため、インボイス制度等説明会を開催しますので、ぜひご参加ください。

◆インボイス制度説明会（登録申請相談） **要事前予約**

インボイス制度の概要を説明後、希望される人を対象に申請手続きのサポートを行います。

開催日時	開催場所	定員	問い合わせ先
令和4年10月26日(水) 10:00～11:00	徳島税務署 3階大会議室 (徳島市幸町三丁目54番地)	各40人	徳島税務署総務課 電話 622-4131 (代表)
令和4年11月24日(木) 10:00～11:00			
令和4年12月19日(月) 10:00～11:00			

※説明会の最後に共催団体よりインボイス制度関係の助成金などの説明を行います。

◆インボイス制度説明会（消費税の仕組みから知りたい人向け） **要事前予約**

インボイス制度の概要に加えて、消費税の基本的な仕組み等について説明します。

開催日時	開催場所	定員	問い合わせ先
令和4年10月27日(木) 10:00～11:00	徳島税務署 3階大会議室 (徳島市幸町三丁目54番地)	各40人	徳島税務署総務課 電話 622-4131 (代表)
令和4年11月25日(金) 10:00～11:00			
令和4年12月20日(火) 10:00～11:00			

※説明会の最後に共催団体よりインボイス制度関係の助成金などの説明を行います。

【インボイス制度等説明会にご参加いただく人へ】

- 会場収容人数の都合上、**事前予約制**としますので、事前に問い合わせ先まで申込みをお願いします。
- 新型コロナウイルス感染症等拡大状況によっては、中止または延期する場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 感染症拡大防止の観点から、マスクの着用、手指消毒などのご協力をお願いします。
- 代表電話にお問い合わせいただく際は、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。
- 説明会場の駐車場には限りがございます。ご来場の際には、乗り合わせや公共交通機関等をご利用ください。

※説明会開催日程等の最新情報は、高松国税局ホームページ内「税に関する情報」の「消費税のインボイス制度説明会に関するお知らせ」をご参照ください。



【共催】 徳島税務署管内青色申告会連合会、(公社) 徳島法人会、徳島間税会



令和5年度保育所申し込み手続きについて

保育所を利用する人（保護者）は、保育所の利用申し込みと、保育の必要性の認定を受けなければなりません。

- 保護者は、『支給認定申請書 兼 保育所等利用申込（継続確認）書』を市町村へ提出します。
※申込書は、保育所・健康福祉課にあります。
- 市町村から保護者に『支給認定証』が交付されます。

3つの 認定区分

- ※ 1号認定 満3歳児以上で幼稚園利用の場合
- ※ 2号認定 満3歳児以上で保育所利用の場合
- ※ 3号認定 満3歳児未満で保育所利用の場合

※市町村は、「保育の必要性」により利用調整し、保育所利用を決定します。

- 市町村から『入所承諾通知書』、『保育料決定通知書』を送付します。



保育所を利用できる児童について

- 村内に住民登録し、現に保護者などとともに村内に居住している児童
※村内へ転入予定の人は、村内居住の人と同様に申し込みをしていただきます。
※村外に居住されている人で、転入予定のない人についても佐那河内保育所への申し込みはできますが、
まず居住地の保育所担当窓口にご相談ください。

支給認定申請および保育所利用申し込みの受付について

- 受付時間 令和4年11月1日(火)から令和4年11月30日(水)
- 受付場所 健康福祉課

保育の必要性の認定について

保育の必要性の認定を受ける保護者は、次のいずれかの要件に該当することが求められます。各認定要件の該当については、提出資料に基づき審査します。

認定要件	提出資料
(1) 就労している	就労証明書
(2) 妊娠・出産	母子手帳（保護者名および分娩予定日のコピー）
(3) 保護者が疾病・障がいを持っている	医師による診断書、または障害者手帳のコピーなど
(4) 親族の介護・看護	介護・看護状況申告書
(5) 震災・風水害・火災・その他の災害復旧にあたっている	罹災証明書など
(6) 求職活動（起業準備を含む）	求職活動状況申告書
(7) 就学（職業訓練）	学生証、または在学証明書
(8) 虐待やDVのおそれがある	保護証明など
(9) 育休取得時の継続利用	就労証明書
(10) その他、上記に類する状態として村長が認める場合	保育を必要とすることを証明する書類

保育の必要量〔保育標準時間・保育短時間〕

『支給認定申請書 兼 保育所等利用申込（継続確認）書』により、村が保育の必要量に応じ、最長11時間まで利用可能な〈保育標準時間〉と最長8時間まで利用可能な〈保育短時間〉に分けて認定を行います。

保育標準時間	平日の7：30から18：30まで（最長11時間）
保育短時間	平日の8：30から16：30まで（最長8時間）

※利用できる時間・保育料が異なります。

令和4年度 がん検診および特定健診のお知らせ

令和4年度のがん検診と特定健診を次の日程で実施します。**受診をご希望される人は、事前予約が必要です。**各検診日程の申し込み期限までに、**健康福祉課保健衛生係**までお申し込みください。ぜひ、この機会に受診してください。

●がん検診日程および場所（集団健診）

検診日程	検診場所	受付時間
令和4年10月18日(火) <small>※村内開催なので、期限までに申込みできなくても受診はできます。その場合は、事前に問診票をお渡しできないことがあります。ご了承ください。</small>	佐那河内村農業振興センター 特定健診・肺がん・大腸がん・乳がん・前立腺がん・肝炎検査・頸部・腹部エコー検査のみ実施	8:30～10:30
令和4年11月5日(土) 【申込みは終了しました】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	8:00～10:00 <small>※この時間の範囲内で個人毎に受付時間をご案内します。</small>
令和4年12月1日(木) 【申込み期限：11月10日(木)】 <small>※村内開催なので、期限までに申込みできなくても受診はできます。その場合は、事前に問診票をお渡しできないことがあります。ご了承ください。</small>	佐那河内村農業振興センター 頸部・腹部エコー検査は実施しないのでご注意ください。	8:30～11:00 子宮がんおよび骨密度検査は 13:30～14:00

※11月のとくしま未来健康づくり機構で行うがん検診では、**予約枠15人（先着順）**で実施します。なお、とくしま未来健康づくり機構におけるオプション項目【頸部エコー検査：負担金3,300円・腹部エコー検査：負担金5,500円】を追加できます。ご希望の人は、がん検診予約時にお申し出ください。

※10月の農振センターで行うがん検診で、**完全予約制、先着20人限定**でオプション項目【頸部・腹部エコー検査：負担金8,800円】ができます。ご希望の人は、お早めにお申し込みください。



●がん検診内容および負担金（集団健診）

検診日程	対象者	負担金
胃がん検診 (バリウム検査)	40歳以上の村民 ※令和4年度に胃内視鏡検診を受診した人は受診できません。	500円
肺がん検診	40歳以上の村民 (65歳以上の人は結核検診を含みます)	100円
喀痰検査	肺がん検診受診者で、肺がんの危険性が高いと認められた村民	300円
大腸がん検診	40歳以上の村民	300円

検診日程	対象者	負担金
肝炎ウィルス検査	①令和4年度において満40歳となる村民 (昭和57年4月1日～昭和58年3月31日生まれの人) ②平成14年度から令和3年度までの間に、肝炎ウィルス検査の対象者であって、受診の機会を逸した村民	300円
前立腺がん検診	50歳以上の村民(男性のみ)	1,000円
骨密度検査	40歳以上の村民	400円
(婦人科検診) 子宮がん検診	20歳以上の村民(女性のみ) ※2年に1回の受診が標準です。原則として、令和3年度に受診された人は、令和5年度に検診を受けてくださるようお願いいたします。	400円
(婦人科検診) 乳がん検診	40歳以上の村民(女性のみ) ※2年に1回の受診が標準です。原則として、令和3年度に受診された人は、令和5年度に検診を受けてくださるようお願いいたします。	1,000円

※生活保護受給者の人は、負担金は無料です。

※12月1日(木)の村内で行う検診では、歯科健診および口腔がん検診も行います。歯科健診および口腔がん検診の負担金は無料なので、この機会にぜひ受診してください。

※特定健診受診券をお持ちの人は、がん検診と同時実施できます。ご希望の人は、がん検診予約時にお申し出ください。

【胃内視鏡検診について】

胃内視鏡検診を指定医療機関(個別医療機関)において、令和4年6月1日から令和5年2月28日まで随時実施します。検診希望者は、検診に必要な書類などを送付するため、事前に健康福祉課へお申し込みお問い合わせください。

検診内容	対象者	負担金
胃内視鏡検診	50歳以上の村民 ※2年に1回の受診となります。令和3年度に胃内視鏡検診を受診された人は、令和5年度に検診を受けてくださるようお願いいたします。ご了承ください。	4,100円

国保脳ドック について

国保脳ドック事業は、重症化しやすい脳および脳血管疾患の早期発見と予防を図ることを目的に、脳ドックを受診する被保険者の人へ、次の内容で助成を行っています。

対象者	村に住所を有する国民健康保険加入者で40歳から74歳までの人 (ただし、2年に1回の助成となります。令和3年度に助成された人は対象となりません。)
期間	令和4年7月1日から令和4年12月中旬まで
受診場所	協立病院・田岡病院
負担金	3,000円
定員	全体で30人

※脳ドックと特定健診を同時に受診することもできます。同時に受診される場合は、負担金に特定健診分1,000円がプラスされます。



お申し込み ● 健康福祉課

オミクロン株対応ワクチン接種について

国においてオミクロン株対応ワクチン接種が特例承認されたことに伴い、本村においても、10月よりオミクロン株対応ワクチンによる接種を実施します。

現在はワクチン供給量が限られていることから、すでに接種券をお持ちの人（接種券を発行済みで3回目もしくは4回目接種未接種者）を優先し接種を実施します。

その他の対象者については、10月中旬以降に接種券・接種方法などについての通知を郵送する予定です。

対象者

初回接種（1・2回目接種）を完了した12歳以上の人

接種間隔

最終接種から5か月以上経過 ※接種間隔は短縮される可能性があります。

接種費用

無料

使用ワクチン

オミクロン株（BA.1）対応2価ワクチン〔ファイザー社〕（9月30日時点）
※従来株とオミクロン株の両方に対応した2価ワクチンです。オミクロン株に対して、従来型ワクチンを上回る重症化予防効果や感染・発症予防効果が期待され、今後の変異株に対してでも有効である可能性が、従来型ワクチンより高いことが期待されています。
※今後、国の薬事承認後BA.4/5対応2価ワクチンに切り替わる可能性がありますが、オミクロン株の種類（BA.1とBA.4/5）に関わらず、オミクロン株成分を含むことで、従来型ワクチンを上回る効果があることが期待されています。
接種日時点で接種可能なオミクロン株対応2価ワクチンの接種をお願いします。

接種回数

オミクロン株対応2価ワクチンは1人1回接種できます。
※現時点ではこれまでの接種回数に関わらず、オミクロン株対応ワクチンの1回接種により終了になります。

接種方法

- ①**村接種会場（集団接種と個別接種）**
【**集団接種**】佐那河内村民体育館で11月から実施予定
【**個別接種**】久次米医院、文化の森内科、協立病院で10月中旬から実施
※協立病院は18歳以上の人に限ります。

- ②**徳島県大規模接種会場**
詳細については個別通知をご確認ください。

予約方法

「佐那河内村新型コロナウイルスワクチン予約・相談センター」で直接予約を受け付ける場合と、村があらかじめ接種日時を指定し、意向確認書により予約を確定する場合があります。個別通知に従って予約を行ってください。

その他

- 個別接種（指定医療機関）をされる場合は、インフルエンザ予防接種との同時接種が可能です。希望する場合は指定医療機関へご相談ください。**
- 転入された人で最終接種を前住所地で受けた人は、村で接種状況が把握できないため接種券の発行申請が必要となりますので、健康福祉課までお問い合わせください。**

【接種予約・その他お問い合わせ先】
佐那河内村新型コロナウイルスワクチン予約・相談センター
電話：677-8800 FAX：622-6313
受付：8：45～17：15（土日祝含）

新型コロナウイルスワクチン小児接種について

佐那河内村では新型コロナウイルスの感染予防や重症化予防効果を高めることを目的に、新型コロナウイルスワクチン小児接種を実施しているところですが、令和4年9月6日より小児に対する努力義務が適用され、追加接種（3回目接種）についても開始されています。

新型コロナウイルスワクチン小児接種の概要については次のとおりとなっています。なお、対象者へ9月16日付けで個別通知を送付しています。保護者のみなさんにおかれましては、通知文書を参考にされ、必要な場合はかかりつけ医などによくご相談いただき、ご検討のうえ、接種を行ってください。

接種対象	接種日時点で5～11歳の人
接種回数	初回接種2回、追加接種1回
接種間隔	<ul style="list-style-type: none"> ● 1・2回目接種は1回目接種後、通常3週間の間隔で2回目接種 ● 3回目接種は2回目接種から5か月経過後接種
使用ワクチン	<p>ファイザー社の小児用ワクチン（コナミティ筋注5～11歳用）</p> <p>※1回目の接種時に11歳だったお子さまが、2回目接種時まで12歳となった場合でも、2回目接種は小児用ワクチンを使用します。</p> <p>※2回目接種完了後3回目接種までに12歳となった場合、3回目接種は12歳以上用のワクチンを使用します。</p>
接種場所 予約方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 接種場所は個別通知か下記ウェブサイトでご確認ください。 ● 接種予約は徳島県が運営するコールセンターで受け付けています。予約や接種日時の詳細の確認は下記ウェブサイトまたはコールセンターから行ってください。 <p>【県コールセンター】 0120-003-820 (受付8:30～20:00 ※土日祝含)</p> <p>【ウェブサイト】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>▼1回目接種用</p>  <p>URL https://tokushima-shoni-vaccine.resv.jp/</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>▼3回目接種用</p>  <p>URL https://tokushima-shoni-vaccine-3.resv.jp/</p> </div> </div>
持ち物	接種券・予診票、母子健康手帳、被接種者の本人確認書類（健康保険証など）
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 予診・接種は保護者の同意と立ち会いが必要です。 ● その他の予防接種を行う場合は、新型コロナウイルスワクチンの接種日から前後13日以上の間隔を空けてください。 ● 接種当日は肩がすぐ出せる服装でお越しください。 ● 今後5歳になる人は、順次、接種券などを発送します。 ● 追加接種の接種券は初回接種完了後に個別で送付させていただきます。 ● 接種券は手元にない場合は再発行ができますので、健康福祉課までお問い合わせください。

お問い合わせ ● 健康福祉課

令和4年度 高齢者インフルエンザ予防接種の実施について

令和4年度の高齢者インフルエンザ予防接種を次の高齢者を対象に、公費（一部負担あり）で実施します。

- **対象者** 次の①または②に該当する人
①接種日現在で65歳以上の人
②接種日現在で60歳～65歳未満の人であって、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいを持つ人（障がい等級1級またはそれに準じる人）
- **期間** 令和4年10月1日から令和5年1月15日まで
- **接種回数** 1回
- **実施方法** 村の指定する医療機関において個別接種（医療機関名簿は郵送します。）
- **料金** 1,600円（接種した医療機関窓口でお支払いください。）
生活保護を受給している人は無料です。



〈申し込み方法〉

対象となる人へ必要書類を郵送します。書類が届いてから村の指定する医療機関へ予約をしていただき、期間内に接種するようにしてください。（※対象者②に該当する人は、健康福祉課高齢者予防接種担当までご連絡ください。ご連絡いただいた後に必要書類を郵送します。）

お問い合わせ ● 健康福祉課

令和4年度 子ども等インフルエンザ予防接種費用助成事業

【助成を受けられる人へ】

佐那河内村ではインフルエンザの発症・重症化の予防や、子育て世代の経済的負担軽減などを目的に、次のとおり子どもおよび妊婦のインフルエンザ予防接種の費用を助成しています。

- **対象者**
佐那河内村に住民登録していて、接種日において生後6か月から高校3年生相当年齢の子どもおよび妊婦
- **助成対象接種期間**
令和4年10月1日～令和5年1月15日
- **助成額等**
助成額は予防接種にかかった費用の全額
助成回数は、13歳未満は2回まで、13歳以上および妊婦は1回とする
- **申請方法・申請期限**
申請書兼請求書に必要事項を記入のうえ、予防接種を受けた日の領収書（原本）を添付し**令和5年3月末日まで**に健康福祉課まで提出してください。



※令和4年9月26日付で対象者全員に本事業についての案内と申請書兼請求書を送付しています。

※期限を過ぎると助成できませんのでご注意ください。その他詳細については健康福祉課までお問い合わせください。

お問い合わせ ● 健康福祉課



令和4年度 佐那河内村

住民税非課税世帯生活支援助成金 申請のご案内

村では、令和4年度の住民税非課税世帯に対し、原油価格高騰により値上がりしている電気料金の一部を助成し、当該世帯の生活を支援することを目的に、助成金の支給を行います。

助成を受けることができる対象者

次のいずれにも該当する世帯の世帯主です！

- 令和4年9月1日において、佐那河内村内に住所を有し、生活の本拠がある世帯（入院・施設入所などの事情により不在の世帯を含む。）
- 令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯、または令和4年1月以降に家計が急変し、令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯
- 市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族などのみで構成される世帯でない世帯
- 電気料金の契約者が同一の世帯に属する者である世帯

助成金の金額

1世帯あたり1万円

■ 助成金の支給を受けるためには「申請」が必要です（郵送可） ■

【申請に必要なもの】

- 電気料金の契約者が同一の世帯に属する者であることが確認できるもの（申請日前6か月以内のもの）の写し（電気料金のお知らせ、検針票など）
- 振込先口座が確認できるもの
- 朱肉を使用する印鑑

◇申請書は、健康福祉課にあります。

必要なものをご持参のうえ、申請にお越しく下さい。

◇申請書は、村のホームページからダウンロードできます。

健康福祉課までお越しになるか、必要なものを添付して郵送でお送りください。

◇申請書の郵送を希望される人は、健康福祉課までご連絡ください。

助成金の申請期間 令和4年12月28日(水)まで

「助成金」に関する振り込み詐欺や個人情報の搾取にご注意ください！



お問い合わせ ● 健康福祉課



出張図書館 実施中

夏休み期間中、学童で出張図書館を実施しました！本の入れ替えに行くと、どんな本が届いたのかを見に集まってくれたり、本を並べ終わると早速読んでくれたり……みなさん楽しみにしてくれているので、「出張図書館」継続中です♪

新しく雑誌が仲間入りしました

村立図書館で、雑誌の定期購読を開始しました。本年度は8種類の雑誌が定期的に館内に並びますので、ぜひ図書館へお立ち寄りください♪



雑誌名	出版社	発行間隔
週刊文春	文藝春秋	週刊
オレンジページ	オレンジページ	月2回
NHK趣味の園芸	NHK出版	月刊
LEE	集英社	月刊
POPEYE	マガジンハウス	月刊
kodomoe	白泉社	隔月刊
CU	(株)メディコム	月刊
しぜん キンダーブック	フレーベル館	月刊

※現時点では、雑誌の貸出は行っていません。館内でゆっくりとご覧ください。

佐那河内村立図書館（農振センター3階）

■ 開館時間 / 平日 9:00~12:00 13:00~17:00 ■ 閉館日 / 土・日・祝日・年末年始(12月29日~1月3日) ■ お問い合わせ 教育委員会

佐那河内の人権教育 vol.306 / 第3回 人権大学講座を実施しました

お茶の水女子大学理事・副学長の石井クンツ昌子さんを講師とし、「コロナ禍における家庭内の男女平等を考える」をテーマにオンラインで講演していただきました。その内容を紹介します。

「男は仕事、女は家庭」、「青は男、ピンクは女」といった性別に関わるさまざまな固定観念は、生活の中で身についたアンコンシャスバイアス（無意識の思い込み）です。日本で新型コロナウイルス感染症が流行し始めたころ、新聞には「臨時休校に保育園休園で世の中のママが大ピンチ」、「ママやめたい！外出自粛で広がる悲鳴」などの見出しが並び、「子育ては母親がするもの」という日本の根強い男女役割の固定観念が露呈しました。

みなさんは「名もなき家事」という言葉をご存じですか？「裏返しの衣類を直す」「玄関の靴の整理」「献立の考案」「シャンプーなどの補充」「学校・保育園などの書類作成」などの細々とした作業のことです。さらにコロナ以降は、「手洗いうがいの呼びかけ」「マスク・消毒液のチェック、補充」などの「新名もなき家事」が増えました。名もなき家事は他にもたくさんあり、全ての作業を一人が担うと負担が大きくなってしまいます。

家庭や社会における男女共同参画の実現は、みんなの幸せにつながります。そのためには、個人・職場・行政が連携・協力し、一丸となって男女平等の実現をめざすことが必要です。

みなさんも、まずは身近な生活面から、無意識の思い込みや家庭内の分担について見直してみませんか。

佐那河内村人権教育研究協議会・佐那河内村教育委員会

第69回 徳島駅伝に向けた練習が始まりました！

令和5年1月4日から5日までの2日間、第69回徳島駅伝の開催が予定されています。

今回の大会は、1日目に海部駅前を出発し、徳島市の幸町新聞放送会館別館前まで、2日目は阿波池田駅前を出発し、幸町新聞放送会館別館前までの計25区間149.0kmのコースで開催される予定です。



名東郡では、第69回徳島駅伝出場に向けて、9月から練習を開始しています。少しでも徳島駅伝に興味がある人や、走ってみたいという人は、見学や体験も可能ですので、お気軽に練習にお越しください。

場所：中央運動公園グラウンド 日時：毎週木曜日 18:30～
お問い合わせ：徳島駅伝名東郡チーム事務局（教育委員会内）

Let's enjoy English!

イングリッシュクラス参加者を募集しています!!

講師：ヤーリン・ニコールさん

アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス出身。

佐那河内小中学校でALTとして勤務しています。

みなさんの参加をお待ちしています。

開講日 毎週水曜日 19:30～20:30

場 所 佐那河内村役場多目的スペース

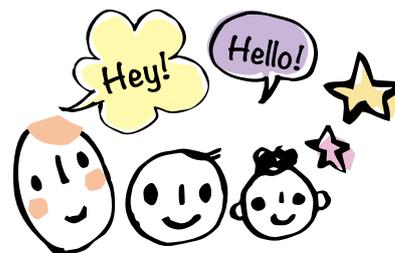
内 容 英会話授業・交流など

会 費 無料 ※教材費など必要な経費はその都度集めさせていただきます。

申込先 佐那河内村教育委員会

対象者 原則として村内在住の人

※定員に余裕がある場合は村外の人への参加も受け付けます。



教育委員の就任についてお知らせ

9月30日の任期満了に伴い、10月1日に教育委員に山本一美さんが就任しました。任期は令和4年10月1日から令和8年9月30日までになります。

職 名	氏 名
教 育 長	大 島 千 文
教育長職務代理者	東 野 弘 之
委 員	安 藝 和 子
委 員	藤 田 佳 代
委 員	山 本 一 美

【参考】佐那河内村教育委員会 [令和4年10月1日現在] (敬称略)

登録団体紹介

スポーツ少年団 陸上部

部員数：28人
 対象：小学1年生～6年生
 活動日：毎週木曜日 17:00～18:30
 場所：佐那河内中央運動公園・
 佐那河内小中学校グラウンド



【PR】

陸上競技は個人種目が多いですが、スポーツにおける基本動作・技術・礼儀をチーム一丸となって作り上げていくという姿勢で取り組んでいます。昨年より大会へも参加し一部種目では好成績を残しています。監督を始めコーチ陣が個に合わせ指導してくださっています。練習も週1回で、大会参加も希望者のみなので気軽に参加してください。

注目選手紹介

スポーツ少年団 陸上部
 佐那河内小学校6年生

和久 雄輝 さん(11)

小学2年生から陸上を始め、現在はキャプテンとしてチームをまとめている。

参加した記録会や大会では、常に上位に入り今年9月におこなわれた阿南陸上競技会では、1,000Mを3分10秒47の記録で2位入賞の活躍をみせた。

今後の目標は、まだ優勝をしたことがないので出場した大会で1位をとること。



サッカー・フットサル教室開催!

講師を招き、初めての人でも気軽に楽しめるように基礎から丁寧に指導してもらいます。

運動不足でスポーツを始めたい人、久しぶりにサッカー・フットサルをやりたい人、また経験者のスキルアップにもつながります。ぜひご参加ください。

対象：小学4年生以上でサッカー・フットサルをやったみたい人はどなたでも※経験・未経験不問

指導者：尾形 裕 (株式会社トクフジ所属)

●JFL MIOびわこ滋賀で2年間プレー ●元U-16・U-18
 日本代表候補 ●フットサルで大学日本一を2度経験

日時：毎月第2土曜日 18:30～20:30 (次回11月12日)

場所：中央運動公園グラウンド

参加費：スポーツクラブ会員/無料 非会員/500円

11月 教室カレンダー

佐那河内小中学校体育館

中央運動公園グラウンド

卓球
19:30～21:00

サッカー・フットサル
18:30～20:30

バドミントン※
20:00～22:00

※印の種目は活動費が必要です。

●参加される人でスポーツクラブ未加入の人は、事前に事務局で参加申し込み・スポーツ保険加入の手続きをしてください。●日程は変更する場合があります。●状況により会場を変更する場合があります。

【お問い合わせ】 さなごうちスポーツクラブ事務局
 電話 050-2024-5825

状況により中止になる可能性があります。

日	月	火	水	木	金	土
		1	2 	3	4 	5
6	7	8	9	10	11 	12
13	14	15	16 	17	18 	19
20	21	22	23	24	25 	26
27	28	29	30			



佐那河内つながるマップ Vol.2 作成しました



一般財団法人さなごうちでは昨年に引き続き、村の中で食事や買い物ができるスポットを紹介する冊子、「さなごうちつながるマップ Vol.2」を作成しました。

今年は新たに5つのお店、企業を増やして掲載しています。

村内の配布先はflower shop優花、佐那の里、山神果樹薬草園、佐那河内ふる里物産直売所、嵯峨峡渡月、しゃくなげ市、輪生む、結プロジェクト、村のおっさん桑原豆腐店、佐那河内ジェラート、地域交流拠点新家となっています。

佐那河内村を広くPRし、賑わい、人の流れを作っていくツールとしてぜひご活用ください。

佐那河内村の魅力を PR !

9月25日(日)に、東京国際フォーラムで行われた「第18回ふるさと回帰フェア2022」に参加しました。

このイベントは、自治体や団体の担当者と直接相談ができる、国内最大級の移住マッチングフェアになります。

佐那河内村への移住に興味がある人に、佐那河内村の様子や生活、仕事などについて、一人ひとりにじっくりとお伝えすることができました。

今後も移住フェアに参加し、佐那河内村についてお伝えしていきます。



▲左から、移住コーディネーター 柏木・酒井



▲移住相談の様子



9月6日(火) 第53回 敬老県民のつどい

第53回敬老県民のつどいがあわぎんホールで開催され、老人クラブ活動などの功績が顕著である県内老人クラブ連合会関係者への表彰式が行われました。

式典では、長年にわたり意欲的に活動され、功績が認められた人たちが表彰を受けました。

本村からは、元木輝子さん・丸井 明さん・平地明老会が受表彰されました。おめでとうございます。



敬老県民のつどい 受表彰者および団体 (順不同敬称略)

- ◇ 友愛訪問活動功労者表彰：感謝状 元木 輝子
- ◇ 県老人クラブ連合会会長表彰：個人 丸井 明
- ◇ 県老人クラブ連合会会長表彰：団体 平地明老会 (代表 中井 清文)

剪定講習会

シルバー人材センターでは、会員および一般住民の剪定技能アップと技能習得のため庭木の剪定講習会を開催します。

日時 令和4年11月24日(木)・25日(金)
両日とも9:30～15:00
場所 農業総合振興センター前など
対象者 シルバー人材センターおよび一般住民
(おおむね60歳以上の人)

定員 15人
受講料 無料

剪定ばさみなどをお持ちの人はご持参ください。

※作業しやすい服装で、マスク着用にご協力ください。



男性の料理講習

高齢化がすすむなか、生活に欠かせないひとつとして食があります。

自分自身の健康を保つため、また、これまであまり料理をしたことがない男性を対象に料理講習会を開催します。

日時 令和4年11月15日(火) 9:30～12:00
場所 農業総合振興センター
対象者 男性

内容 ・血圧測定、身体計測外 9:30～
・調理実習 10:30～

持参品 エプロン、三角巾、筆記用具、材料代 200円

※11月8日(火)までに電話にてお申し込みください。

※マスク着用にご協力ください。

お申し込み・お問い合わせ

社会福祉協議会 電話 679-2304

日常生活自立支援事業

このようなことでお困りではありませんか？

福祉サービスの書類や利用の仕方がわからない

公共料金の支払いやお金の出し入れをしてほしい

通帳や印鑑、大切な書類をなくしてしまいそう

高齢者や障がい者のみなさんが、安心して暮らせるお手伝い

- 基本サービス ①福祉サービス利用援助
- 選択サービス ②日常的金銭管理
- ③書類など預かりサービス
- 利用料 1回1,500円(1時間程度)

【対象者】 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などの人で、判断能力が十分でない人。

※同時に本事業の契約内容に関して判断しうる能力を有していること。

善意銀行だより

● 溝口 昭文様 金一封

預託金は、社会福祉のために役立ててくださいと寄せられたものです。善意による預託金を活用し、地域社会福祉事業などの推進のため、有意義に活用させていただきます。ありがとうございました。



全国地域安全運動実施中

10月11日(火)～10月20日(木)

全国地域安全運動とは、地域の安全に関する機関・団体および警察が、地域安全運動を強化し、安心して暮らせる地域社会の実現を図る運動です。

運動重点 ◆子どもと女性の犯罪被害防止 ◆特殊詐欺被害防止

無事故・無違反の表彰募集中

運転免許を取得して15年以上無事故・無違反の人は、表彰の対象ですので、希望される人は、遠慮せずに駐在所までご連絡ください。

9月中佐那河内村内では、物損事故4件でした。
交通ルールを必ず守って、無理のない安全運転を心掛けましょう!!

【イベント情報】

暴力追放徳島県民大会

日時：10月27日(木) 14:00～16:30
場所：徳島市藍場町2丁目14 あわぎんホール
入場料：無料
リーゼント刑事(秋山博康)の講演



ご用件のある人はお気軽にお声をお掛けください。
駐在所(電話679-2110)へのご連絡をお待ちしています。

緊急の場合は110番通報を!

広報誌の紙面リニューアルについて

今月号より、広報さなごうちの紙面リニューアルを行いました。

全ページカラーを導入し、表紙のタイトルには、本村の名誉村民である、故 山根玉峰氏の題字を使用させていただきました。

今後もより進化を続け、村民のみなさまに寄り添った誌面になるよう努力していきます。

また、広報さなごうちがより良くなるように、みなさまの広報誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。

お問い合わせ ● 企画政策課

- 7月号に書かせていただいた「お地神さん」の顛末記をお知らせします。社日(しゃじつ)の9月22日。村内11か所を探訪しました。立看があるわけではなく、辿り着くのに難儀しました。そのかわり、感激もひとしお。「社」とは、その土地の神様を意味するそうです。その地神様や農神様に感謝を捧げる日。村内では「田休み」といって農耕をしない習わしです。
- 社日は彼岸に近い戌の日。さて「戌」読めてますか。「つちのえ」です。10で一回りする数え方の十干(じっかん)の5番目。たまに甲乙丙丁(こうおつへいてい)なんて見たことありませんか。正しくは、甲きのえ・乙きのと・丙ひのえ・丁ひのと。次が戌つちのえ。ちなみに、己つちのと・庚かのえ・辛かのと・壬みずのえ・癸みずのと、と続きます。戌と己は土を表しているのです。他は木・火・土・金・水で、万物の元素を表す五行思想です。五角形のお地神

さんも五行からでしょうか？

- さて左回りのお唱えを創作してみました。勝手な解釈なので、ご容赦ください。天照大神あまてらすおおみかみ「天上世界を治める太陽の女神様」、大己貴神おおなむちのかみ「大いなる地の神様」、少彦名神すくなひこなのかみ「万民の病難を救いたまえ」、埴安媛神はにやすひめのかみ「田畑の五穀豊穡」、倉稲魂神うかのみたまのかみ「実りに感謝します」と。春のお彼岸が待ち遠しくなりました。一緒に、お参りしましょう。

ツリーベルズ 鈴木 昇・恵子

【次回の開催】第80回 11月7日(月) 19:30～20:30
場 所：役場新庁舎 多目的スペース
お問い合わせ：鈴木 (090-2156-7935)

(古いけれど新しい感動の本です。ぜひ一緒に読みましょう。)

石南ひまわり句会

七月十七日 農振センター

七夕や並ぶ大きな平和の字

山田 サキシロー

酷暑なり水道水も熱湯か

西尾 武義

泥浴びの雀を立たせ黒豆蒔く

安喜 律子

鉢植えで凌霄の花三つ四つ

坂田 小夜

DMV眼下に砕ける夏の波

丸野 幸枝

真新しサングラス隠す照れ笑い

田口 寛子

紫陽花も身を縮めては水不足

高橋 仁美

10月号

佐那河内村地域包括支援センターだより

地域包括支援センターでは、明るく健やかな生活が続けられるように介護予防教室を開催しています。楽しく身体を動かして交流を楽しみましょう。みなさんの参加をお待ちしています。

教室名	日時	会場
いきいき体操教室	10月24日(月) 13:30～15:30	農振センター
健康料理教室	10月25日(火) 10:00～12:00	農振センター
脳若トレーニング教室	11月11日(金) 10:00～11:00	農振センター

※感染症予防対策のため、マスクの着用、検温の実施、手指消毒にご協力ください。感染症の拡大状況によっては、開催を中止することもあります。※日程などに変更がある場合は村内放送でお知らせします。

佐那河内村地域包括支援センター

■ 場所：特別養護老人ホーム 健祥会ハイジ内 ■ 電話：679-3383 ■ 担当：佐々木・加藤・音井

情報ボックス

月	日	曜日	行事名	場所	時間	備考
10月	18日	火	可燃ごみ、古紙などの収集	追上駐車場	11:00～翌11:00	
	21日	金	健康づくりチャレンジ教室 対象：特定健診で血圧・血糖が少し高めの人	農振センター 1階 大会議室	19:30～21:00	【持参物】 運動しやすい服装、水筒など ※マスクの着用にご協力ください。 ※新型コロナウイルスの影響により、中止になる可能性があります。ご了承ください。
	24日	月	いきいき体操教室 対象：医師から運動制限を受けていない人	農振センター 1階 大会議室	13:30～15:30	【持参物】 運動しやすい服装、水筒 ※マスクの着用にご協力ください。 ※新型コロナウイルスの影響により、中止になる可能性があります。ご了承ください。
	25日	火	可燃ごみ、古紙などの収集	追上駐車場	11:00～翌11:00	
	25日	火	健康料理教室（定員11人） 対象：健康づくりに関心のある人	農振センター 1階 大会議室 ほか	10:00～12:00 (予定)	【持参物】 材料費200円、エプロン、三角巾 ※マスクの着用にご協力ください。 ※新型コロナウイルスの影響により、中止になる可能性があります。ご了承ください。
28日	金	健康づくりチャレンジ教室 対象：特定健診で血圧・血糖が少し高めの人	農振センター 1階 大会議室	19:30～21:00	【持参物】 運動しやすい服装、水筒など ※マスクの着用にご協力ください。 ※新型コロナウイルスの影響により、中止になる可能性があります。ご了承ください。	
11月	1日	火	可燃ごみ、古紙などの収集	追上駐車場	11:00～翌11:00	
	4日	金	健康づくりチャレンジ教室 対象：特定健診で血圧・血糖が少し高めの人	農振センター 1階 大会議室	19:30～21:00	【持参物】 運動しやすい服装、水筒など ※マスクの着用にご協力ください。 ※新型コロナウイルスの影響により、中止になる可能性があります。ご了承ください。
	6日	日	第4回人権大学講座（現地研修）	徳島市	8:00～12:30	※マスクの着用にご協力をお願いします。
	8日	火	1歳児・2歳児歯科栄養相談	農振センター 2階大和室	13:15～13:30 (受付)	【持参物】 母子健康手帳、問診票、バスタオル、子どもノート
			可燃ごみ、古紙などの収集	追上駐車場	11:00～翌11:00	
	11日	金	離乳食講習会 対象：乳児とその保護者	農振センター 2階大和室	10:00～10:30 (受付)	【持参物】 母子健康手帳、子どもノート、バスタオル
			脳若トレーニング教室 対象：65歳以上の人	農振センター 1階 大会議室	10:00～11:00	※マスクの着用にご協力ください。 ※新型コロナウイルスの影響により、中止になる可能性があります。ご了承ください。
	14日	月	健康づくりチャレンジ教室 対象：特定健診で血圧・血糖が少し高めの人	農振センター 1階 大会議室	19:30～21:00	【持参物】 運動しやすい服装、水筒など ※マスクの着用にご協力ください。 ※新型コロナウイルスの影響により、中止になる可能性があります。ご了承ください。
15日	火	心配ごと相談、行政相談、人権擁護相談、特別（法律）相談	農振センター 1階 大会議室	9:00～12:00		
		男性の料理教室	農振センター	9:30～12:00	【持参物】 エプロン、三角巾、筆記用具、材料代200円 ※マスクの着用にご協力ください。 ※新型コロナウイルスの影響により、中止になる可能性があります。ご了承ください。	
			可燃ごみ、古紙などの収集	追上駐車場	11:00～翌11:00	

人のうごき （敬称略）

個人情報に関する内容のため削除しています

住民基本台帳登録数
令和4年9月末日現在

〔人口〕 2,184人（-7） 〔男〕 1,063人（-3） 〔女〕 1,121人（-4人） 〔世帯数〕 952（-3） ※（ ）前月比



*エクステリア工事
カーポート・門扉・駐車場
フェンスアルミ製品一式
*土木工事、建築基礎、左官

イタリアisoplam社の【マイクロオーバーレイ】
認定施工店です。

有害化学物質非含有の【リポール式防水】
改修やリフォームに。安心、安全な防水材

100%自然素材塗り壁材【深呼吸】
抗菌・有害物質分解・調湿・消臭などの優れた効果
アトピー、喘息、化学物質過敏症でお悩みの方



f 株)岡本組
okamoto.gumi
佐那河内村 岡本組

(株)岡本組
佐那河内村上字宮前42-13
☎679-3660/FAX679-3661

土木工事経験者の方歓迎!!

現場作業員募集

建築一式工事・土木一式工事

Ⓜ(有)東建設

☎679-2119 IP5793 佐那河内村上字宮前 50



★お電話の上、履歴書(写貼)をご持参ください。詳細は面談にて

企業・個人事業者のみなさま

令和4年度 広報さなごうち・HPの

広告主

募集中



日本瓦・洋風瓦・各種瓦、屋根工事施工
屋根・瓦の事ならお任せ下さい

山田瓦工業

TEL. 088-679-3289

健康づくりの会(食生活改善推進委員)の
おすすめレシピ

No.139 切り干し大根の炒め煮



材料(4人分)

豚肉…………… 50g
切り干し大根… 30g
人参…………… 30g
ニラ…………… 1/3束
水…………… 120ml
サラダ油…………大1
ごま油………… 小1/2
A 薄口醤油…大1強
みりん…………大1
塩…………… 小1/6

作り方

- ① 切り干し大根は、さっと洗って水に浸け、軽く絞っておく
- ② 豚肉は細切り、人参は千切り、ニラは3cmの長さにごく切りにする
- ③ フライパンにサラダ油を熱し、豚肉を炒め、さらに切り干し大根、人参を加えて炒め、水を入れて蓋をして煮込む
- ④ ③にAの調味料を加え、さらに煮込む
- ⑤ 最後にニラ・ごま油を入れ仕上げる

ポイント

- 1 切り干し大根を戻す時間は料理によって調整します。今回は炊くので5分程度
- 2 切り干し大根は凝縮されていて、生の大根と比べ、同じ重さでも食物繊維やカルシウム・カリウムなどの栄養素が多く含まれています。ぜひ、活用してみてください。

エネルギー	68kcal	たんぱく質	2.5g
脂質	1.6g	炭水化物	12.2g
塩分	0.7g		

【代表電話番号】

088-679-2111
(土・日・祝日および夜間はこの番号へ)
【共通FAX】
679-2125

【各課直通電話番号】

総務課 679-2113 産業環境課 679-2115
健康福祉課 679-2971 企画政策課 679-2973
保育所 679-2217 建設課 679-2970
消防センター 679-2136 救急要請 679-3999

【IP電話番号】

議会事務局 679-2152 村役場代表 5000～5004
住民税務課 679-2114 議会事務局 5005
教育委員会 679-2817 教育委員会 5006